

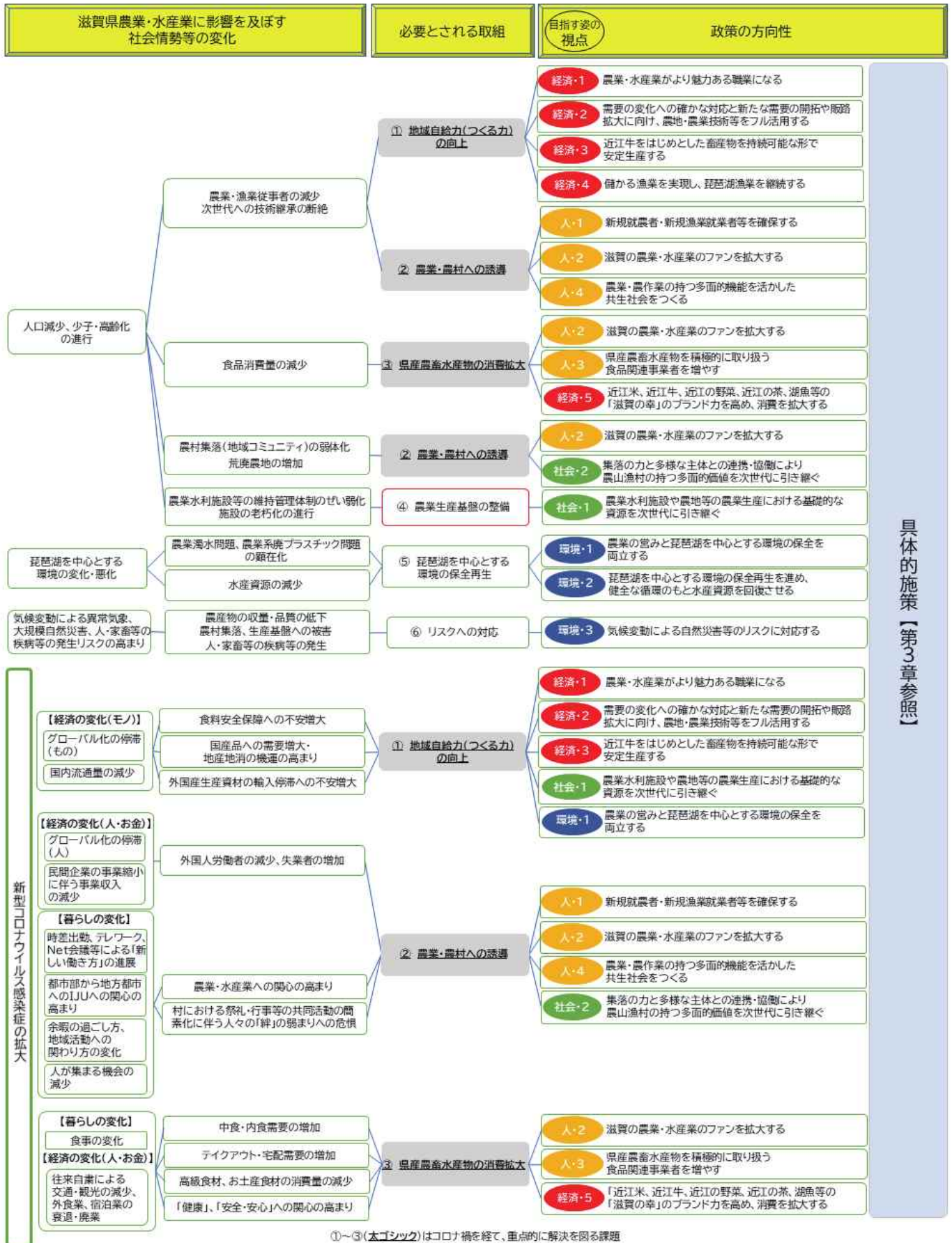


| | | |
|-----|---|----|
| 1 | 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性 | 48 |
| (1) | 関係図 | 48 |
| (2) | 社会情勢等の変化を踏まえた6つの取組 | 49 |
| ① | 地域自給力（つくる力）の向上 | 49 |
| ② | 農業・農村への誘導 | 49 |
| ③ | 県産農畜水産物の消費拡大 | 49 |
| ④ | 農業生産基盤の整備 | 50 |
| ⑤ | 琵琶湖を中心とする環境の保全再生 | 50 |
| ⑥ | リスクへの対応 | 50 |
| (3) | 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化 | 51 |
| ① | 人口減少・少子高齢化の進行 | 51 |
| ② | 琵琶湖を中心とする環境の変化・悪化 | 54 |
| ③ | 気候変動による異常気象、大規模自然災害、人・家畜等の疾病等の発生リスクの高まり | 55 |
| ④ | 新型コロナウイルス感染症の拡大 | 57 |
| ⑤ | TPP等の国際的な大型経済連携協定 | 61 |
| ⑥ | 「みどりの食料システム戦略」*の策定 | 62 |
| 2 | 令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標一覧 | 63 |
| 3 | SDGsのゴール、ターゲットと成果指標との関係 | 67 |
| 4 | 策定経過 | 71 |
| 5 | 諮問文・答申文 | 72 |
| 6 | 滋賀県農業・水産業基本計画審議会委員名簿 | 74 |
| 7 | 用語解説 | 75 |



1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

1 関係図



具体的施策【第3章参照】

①～③(太ゴシック)はコロナ禍を経て、重点的に解決を図る課題

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

② 社会情勢等の変化を踏まえた6つの取組

人口減少、少子・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の拡大等、農業・水産業へ影響を及ぼす社会情勢等の変化を背景に、私たちは今、次の6つの取組を進める必要があります。

6つの取組

- ① 地域自給力（つくる力）の向上
- ② 農業・農村への誘導
- ③ 県産農畜水産物の消費拡大
- ④ 農業生産基盤*の整備
- ⑤ 琵琶湖を中心とする環境の保全再生
- ⑥ リスクへの対応

コロナ禍*を経て、
重点的に進める取組

上記のうち、①地域自給力（つくる力）の向上、②農業・農村への誘導、③県産農畜水産物の消費拡大の3つについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、重点的に進める取組です。

① 地域自給力（つくる力）の向上

人口減少、少子・高齢化の進行により、農業・水産業に従事する人が減少し、生産基盤や地域資源*の保全、次世代への技術継承等ができなくなることが懸念される状況となっています。一方、コロナ禍*を経て、私たちは「地元で農畜水産物が生産されていることへの安心」に気づきました。

このことから、私たちは今、今後も滋賀の農畜水産物が需要に応じて持続的・安定的に生産され、消費者に提供されるよう、「地域自給力（つくる力）の向上」を進める必要があります。

② 農業・農村への誘導

人口減少、少子・高齢化の進行により、農村集落（地域コミュニティ）の弱体化が進んでいくと、今後、食料の生産だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能*が発揮されなくなるおそれがあります。一方、コロナ禍*を経て、私たちは、生命の維持に必要な食料を生産する農業の大切さと、農村の暮らしの豊かさとともに、「人のつながりの大切さ」にも気づきました。

このことから、私たちは今、農業や農村への人々の関心をさらに高め、多様な人材を呼び込む良い機会をとらえ、「農業・農村への誘導」を進める必要があります。

③ 県産農畜水産物の消費拡大

人口減少、少子・高齢化の進行により、国内での農畜水産物の消費量が減少しています。加えて、海外産も含め県外産地との競争が激しくなっており、県内の農畜水産物の生産を取り巻く環境はますます厳しくなっています。一方、コロナ禍*を経て、私たちは「滋賀の農山漁村が私たちの生活の近くにあることの価値・魅力」に気づきました。

このことから、私たちは今、農山漁村が今後も維持・活性化されることで、農畜水産物の生産が継続されるよう、「県産農畜水産物の消費拡大」を進める必要があります。



④ 農業生産基盤*の整備

人口減少、少子・高齢化により、農業水利施設*等の農業生産基盤*の維持管理体制がぜい弱化しており、加えて、それらの多くは老朽化が進行しています。農業生産基盤*は、農業を営むうえで必要であるだけでなく、それを利用して農業が継続して行われることにより、農業・農村の多面的機能*の発揮を支えている重要な資源と言えます。

このことから、私たちは今、将来にわたって農業生産や農村の豊かさを引き継いでいくため、「農業生産基盤*の整備」を進める必要があります。

⑤ 琵琶湖を中心とする環境の保全再生

琵琶湖の水質は改善傾向が見られるものの、在来魚介類の漁獲量の減少や外来生物の侵入、農業系廃プラスチック*の問題が顕在化する等の状況があります。もとより農業・水産業は、環境との関わりの中で生産活動を行う産業であり、環境と調和した持続的な営みが求められます。

このことから、私たちは今、安全で安心な農畜水産物を持続的に生産するとともに健全な自然循環を維持するため、「琵琶湖を中心とする環境の保全再生」を進める必要があります。

⑥ リスクへの対応

地球温暖化に起因する異常気象によって農作物の収量・品質の低下等が起こっています。また、大規模自然災害による農村集落や生産基盤への被害、豚熱*・高病原性鳥インフルエンザ*等の家畜伝染病や農作物の病害虫等の発生リスクが高まっています。

このことから、私たちは今、農畜水産物の生産を安定させるとともに、被害を最小限にとどめ、生産活動を継続できるよう、「リスクへの対応」を進める必要があります。

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

③ 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化

① 人口減少・少子高齢化の進行

日本は既に、人口減少・超高齢化社会*の局面に入っています。

滋賀県の人口減少と高齢化は、全国より少し遅れていますが、今後、確実に進行する見込みです。

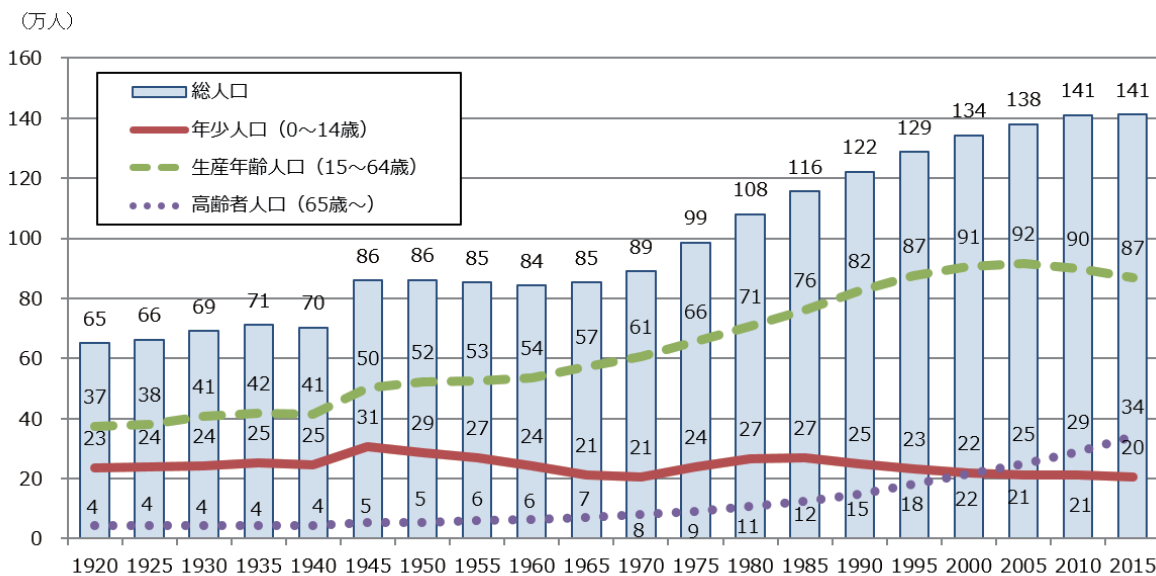


図 滋賀県の人口の推移 【資料】総務省 国勢調査

ア 農業・漁業従事者の減少および次世代への技術継承の断絶

滋賀県の農家数、漁業就業者数は減少傾向が続いています。

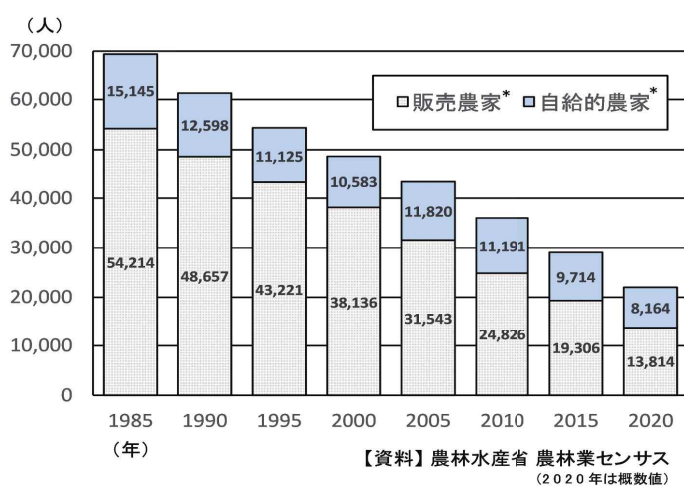


図 滋賀県の農家数の推移

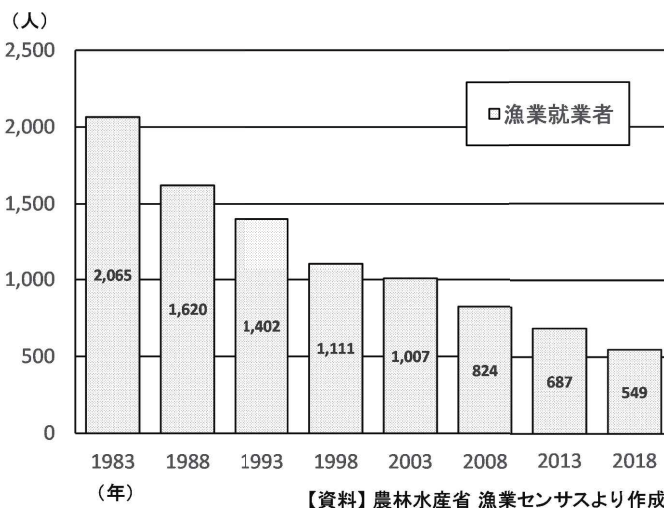


図 滋賀県の漁業就業者数の推移



今後、次世代への技術継承、生産基盤や地域資源*の保全ができなくなることが懸念されます。この状況から県は、「地域自給力（つくる力）の向上」および「農業・農村への誘導」に向けて、**農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する、経済活動としての農業・水産業の競争力を高める**ための具体的施策（第3章参照）を行います。

イ 農畜水産物の消費量の減少

本県の主要農産物である米（主食用米）の消費量および需要量が減少しています。

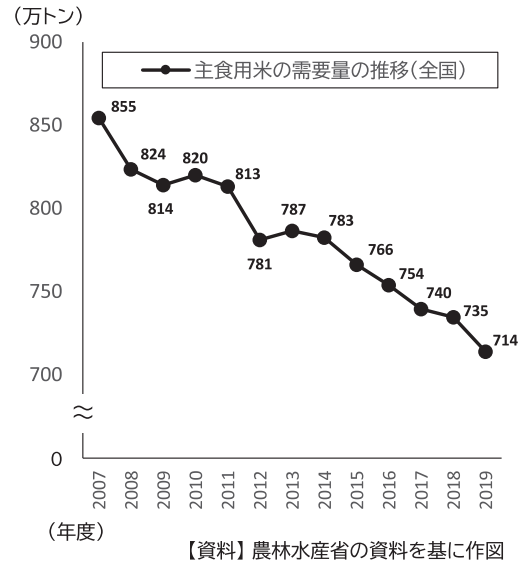
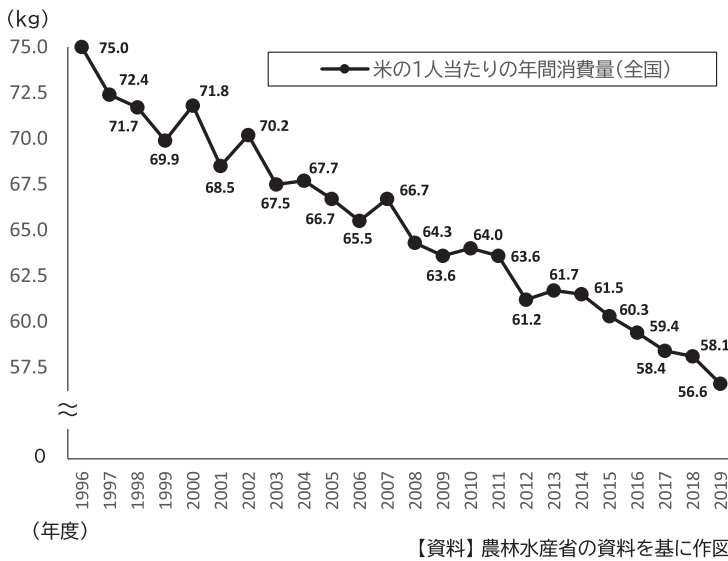


図 米の1人当たりの年間消費量（左図）および需要量（右図）の推移（全国）

今後、米をはじめとする農畜水産物の消費量が減少することが懸念されます。

この状況から県は、「県産農畜水産物の消費拡大」に向けて、**農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する、経済活動としての農業・水産業の競争力を高める**ための具体的施策（第3章参照）を行います。

ウ 農村集落（地域コミュニティ）機能の低下および荒廃農地*の増加

県の人口は近年まで増加傾向でしたが、特に中山間地域*では平成17年（2005年）頃から著しく減少しています。

荒廃農地*は近年増加傾向にあり、特に再生利用が不可能な荒廃農地*が増加しています。

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

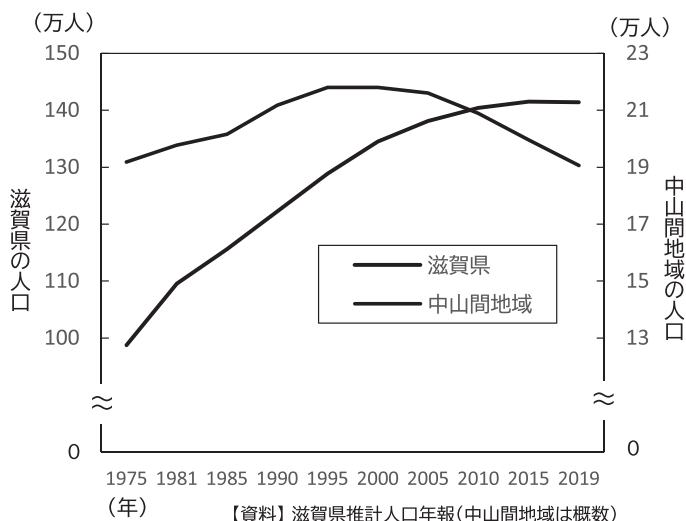


図 滋賀県の中山間地域*の人口の推移

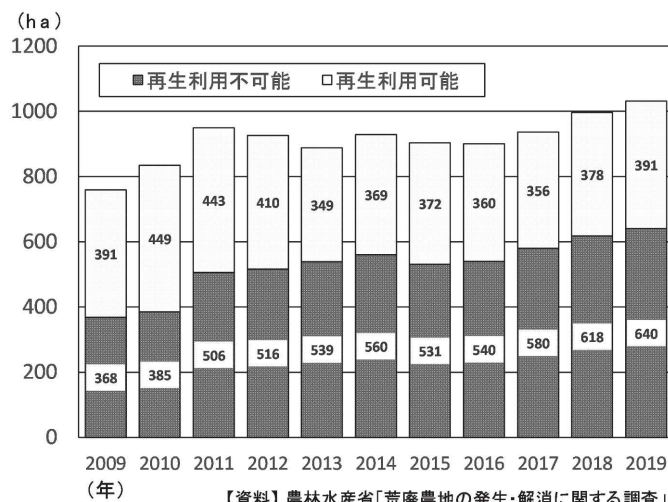


図 滋賀県の荒廃農地* (農用地区域*内)面積の推移

今後、さらに農村における集落機能が低下し、生産基盤や地域資源*の保全ができなくなり、荒廃農地*が増加するおそれがあります。

この状況から県は、「農業・農村への誘導」に向けて、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する、豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐための具体的施策(第3章参照)を行います。

エ 農業水利施設*等の農業生産基盤*の維持管理体制のぜい弱化、施設の老朽化の進行

本県の農業水利施設*の多くは、琵琶湖総合開発*により集中的に整備された後、40年以上が経過し、老朽化の進行とともに、ポンプの緊急停止や漏水*等が起こっています。

また、農地についても、ほ場整備*から相当の年月が経っており、暗きょ排水*の機能不全や畦畔*の崩壊等、営農*に支障を来す事象が発生しています。

| 種別 | 用水路 | | 排水路 |
|----------|--------------------------|----------|----------|
| | 開水路 | 管水路 | |
| 基幹水路※1 | 269 km | 540 km | 48 km |
| 末端水路※2 | 4,500 km | 1,760 km | 5,856 km |
| 計 | 約13,000km | | |
| 基幹水利施設※3 | 136箇所 (ダム、頭首工、用排水機場等) | | |

※1: 国営および県営造成施設で受益面積100ha以上の水路
(ただし県営かんがい排水事業で造成された施設は、20ha以上)
※2: 基幹水路以外の水路
※3: 受益面積が100ha以上のダム、頭首工、用排水機場などの施設

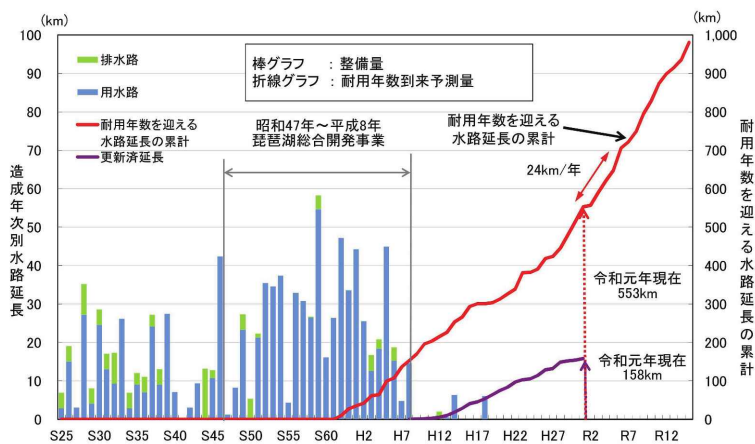


図 幹線的水路の整備延長と標準的な耐用年数が到来する延長の推移(県全域)



管水路の破損



ポンプの点検

今後、農業水利施設*等の農業生産基盤*の維持管理体制のせい弱化がさらに進むことが懸念されます。

この状況から県は、「農業生産基盤*の整備」に向けて、豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐための具体的施策（第3章参照）を行います。

② 琵琶湖を中心とする環境の変化・悪化

琵琶湖の水質は改善傾向が見られる一方で、近年では、水産資源の減少や、農業濁水*等の農業・水産業と関わる面での変化が確認されています。

ア 農業濁水*問題、農業系廃プラスチック*問題の顕在化

農業濁水*を水田から流出させない環境こだわり農業*の取組を進めていますが、依然として田植え時期の濁水が見られます。また、農業生産活動に伴って生じる廃プラスチック類の排出抑制等の新たな課題も生じています。



深い水深でも田から水を落とさずに田植えができる自動直進田植機*による田植えの実証



水田に浮遊する肥料の被膜殻*の調査

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

イ 水産資源の減少

琵琶湖漁業の漁獲量は以前と比べ、近年は少ない状況で推移しています。

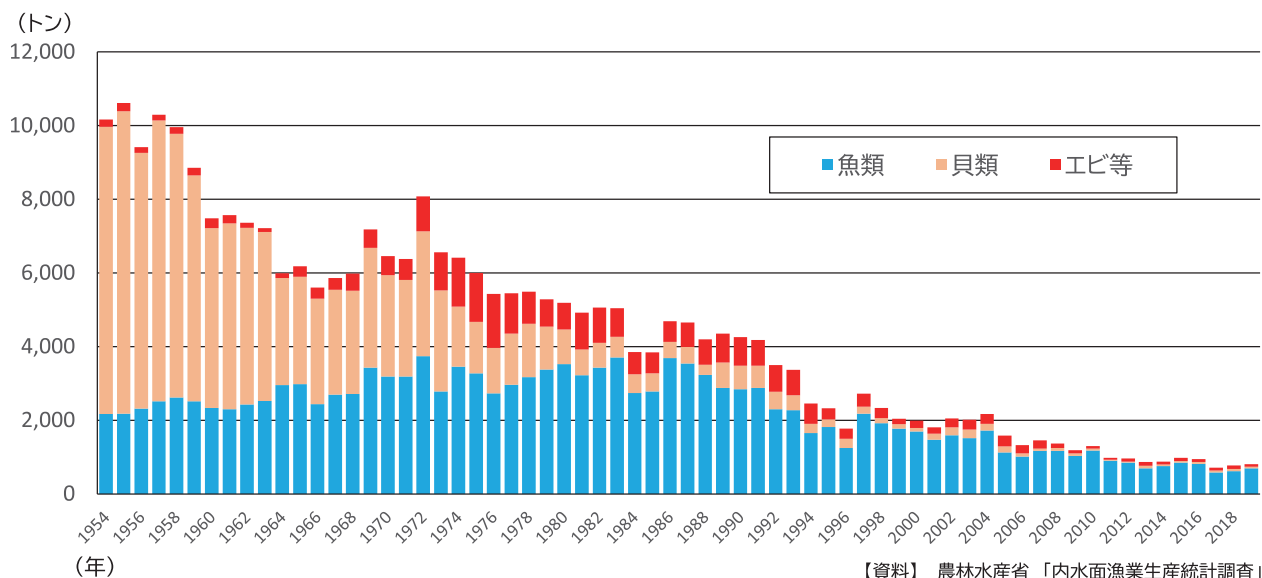


図 琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚*除く）の推移

これらの状況から県は、「琵琶湖を中心とする環境の保全再生」として、琵琶湖を中心とする環境を
守り、リスクに対応するための具体的施策（第3章参照）を行います。

③ 気候変動による異常気象、大規模自然災害、人・家畜等の疾病等の発生リスクの高まり

年平均気温（彦根）は100年間で約1.4℃上昇しています。今世紀後半までの約100年間に、さらに約2.9℃（現状を上回る対策を講じない場合は最大で約4.6℃）上昇すると予測されています。

また、近年、豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*等の家畜伝染病や農作物の病害虫による被害が発生しています。

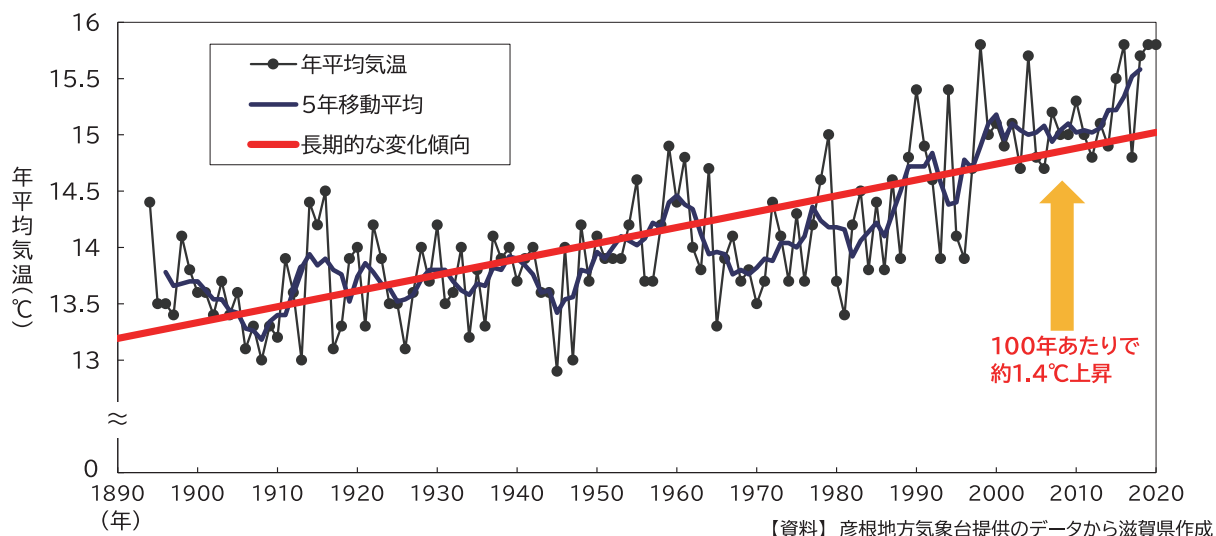


図 彦根の年平均気温の経年変化



ア 農産物の収量・品質の低下

地球温暖化に起因すると考えられる異常高温による水稻の高温障害*や、強い台風によるビニルハウス等の農業施設の被害等が発生しています。



夏の暑さによる米の外観品質低下
（左：白未熟粒*、右：胴割粒*）
しるみじゅくりゅう どうわれりゅう



台風による農業用ビニルハウスの倒壊
（2018年9月の台風21号）

イ 農村集落、生産基盤への被害

台風や豪雨により、農業用ため池の決壊等の被害が発生しています。



ため池の決壊（2017年9月の台風21号）



農地への土砂堆積（2020年7月の集中豪雨）

ウ 家畜伝染病や農作物の病害虫等の発生

豚熱*や高病原性鳥インフルエンザ*等の家畜伝染病、さらには農作物の病害虫、魚病*の発生リスクが高まっています。

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性



防疫演習



2019年2月に発生した豚熱*の防疫作業

これらの状況から県は、「リスクへの対応」として、琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応するための具体的施策（第3章参照）を行います。

④ 新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症については、令和2年（2020年）3月にWHO（世界保健機関）からパンデミック宣言、日本でも同年4月に全国を対象地域として緊急事態宣言が発出される等、わずか数か月の間に世界的に感染が拡大し、経済的・社会的に複雑かつ危機的な状況となりました。

このコロナ禍*による社会情勢の変化は、本県の農業・水産業にも非常に大きな影響を及ぼし続けています。

ア 経済の変化（モノ）による影響

a 食料安全保障*への不安増大

様々なモノの輸送の停滞や、国内での流通量の減少等により、食料安全保障*に対する不安が増大しました。令和2年（2020年）3～4月の感染拡大時には、マスクが品薄になり、近年の日本の食料自給率*（カロリーベース）が40%以下で推移する中、「もしこれが食料だったら大変なことになる」と、多くの国民が不安を感じました。実際に、外出自粛による巣ごもり需要の増加も加わったことにより、バターや小麦粉等の一部の食品も品薄になりました。

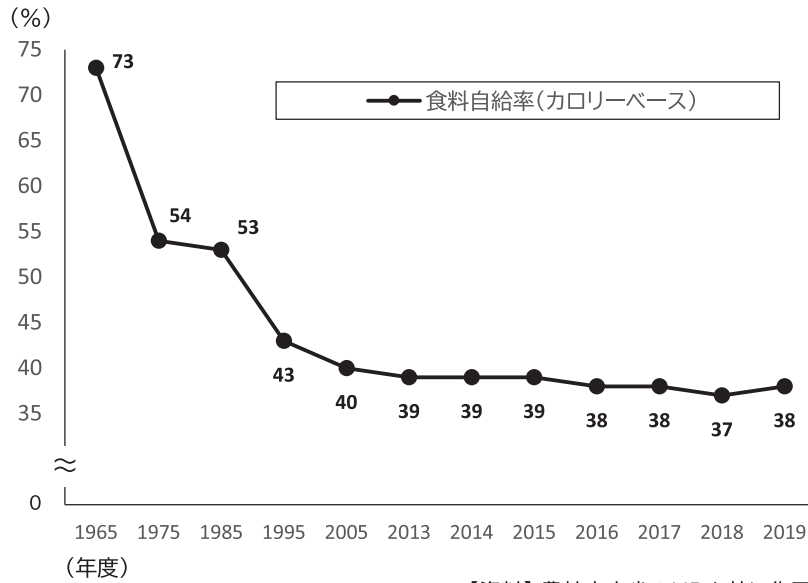


図 日本の食料自給率* (カロリーベース) の推移

b 国産品への需要増大・地産地消*の機運の高まり

食料安全保障*に対する不安が増大する中で、安全・安心な国産・地元産の農畜水産物への需要が増大し、地産地消*の機運が高まりました。

c 外国産生産資材の輸入停滞への不安増大

農業生産現場では、農機具、肥料、農薬等の外国産生産資材の輸入が停滞することへの不安が増大しました。実際には、外国産生産資材が途絶えることはありませんでしたが、外国産に頼る農業生産の脆弱性を感じるきっかけとなりました。

これらの状況から県は、「地域自給力(つくる力)の向上」に向けて、経済活動としての農業・水産業の競争力を高める、豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ、琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応するために、コロナ禍*を経て重点的に進める具体的施策(第3章の★印の施策)を行います。

イ 経済の変化(人・お金)による影響

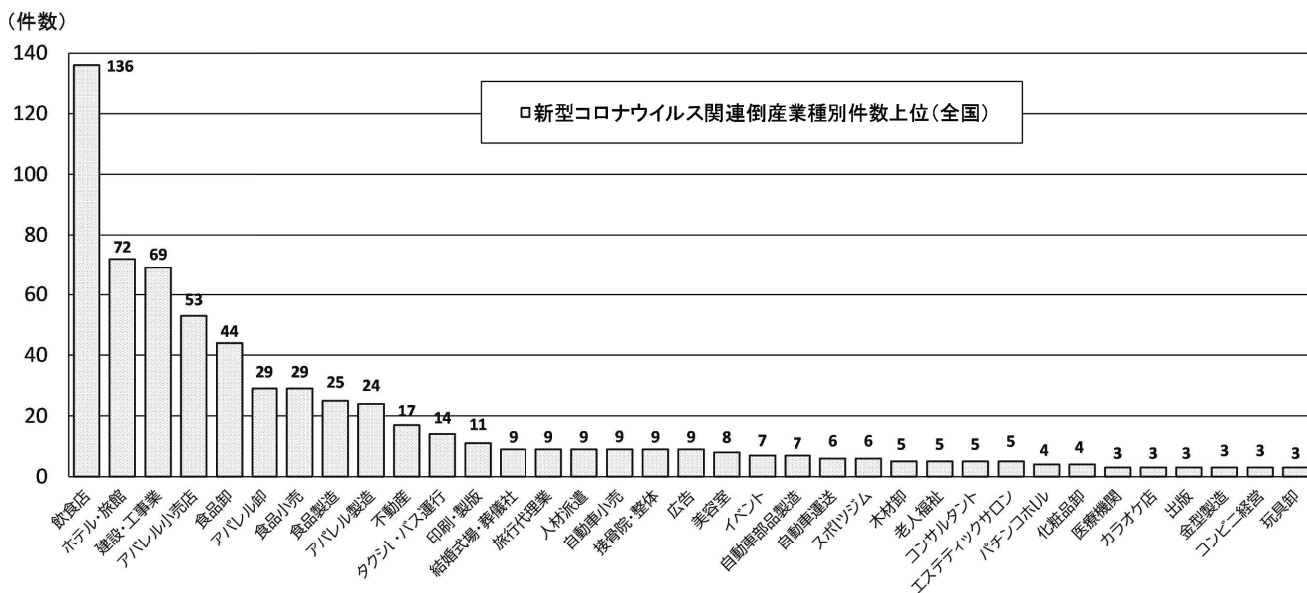
a 外国人労働者の減少

国際的な人の移動が制限されたことにより、農業生産現場における外国人労働力の確保が困難となりました。

b 失業者の増加

経済活動の低下に伴い、民間企業が事業を縮小せざるを得なくなったことで失業者が増加する一方、新規就農相談件数が増加しています。

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性



【資料】(株)帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」動向調査 <1月8日(金)16時現在判明分>

図 新型コロナウイルス関連倒産業種別件数(全国)

- c ^{なかしよく}中食*・^{うちしよく}内食*需要、テイクアウト・宅配需要の増加および高級食材、お土産食材の消費量の減少
往来自粛による交通・観光需要の減少、外食や宿泊利用の減少により、^{なかしよく}中食*・^{うちしよく}内食*需要や、テイクアウト・宅配への需要が増加する一方、高級食材やお土産食材の消費量は減少しています。

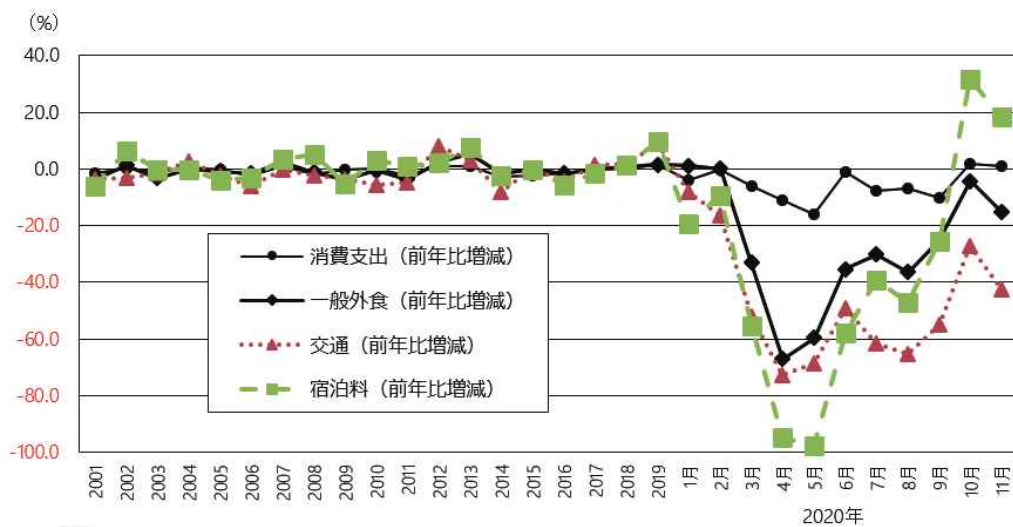


図 家計における外食、交通、宿泊料の推移 【資料】総務省家計調査

これらの状況から県は、「農業・農村への誘導」および「県産農畜水産物の消費拡大」に向けて、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する、経済活動としての農業・水産業の競争力を高める、豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐため、コロナ禍*を経て重点的に進める具体的施策(第3章の★印の施策)を行います。



ウ 暮らしの変化による影響

a 農業・水産業への関心の高まり

時差出勤、テレワーク*、WEB会議等による「新しい働き方」の進展により、個人や家族との時間が増加し、余暇の過ごし方が変化するとともに、都市部から地方への^{いじゅう}IJターン*に対する関心や、地方における仕事・活動の一つとして農業・水産業への関心が高まっています。

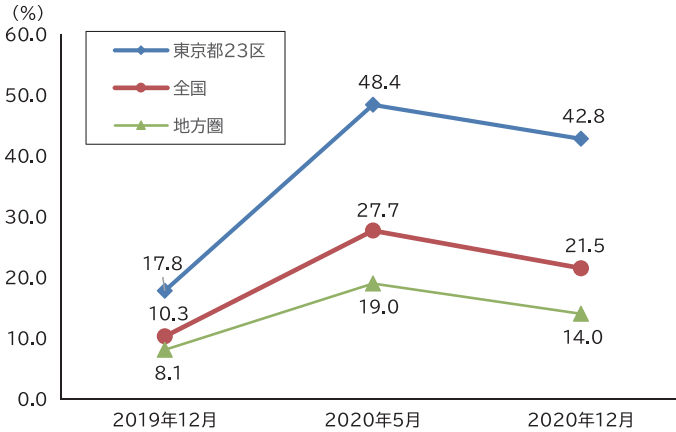


図 地域別のテレワーク*実施率(就業者)

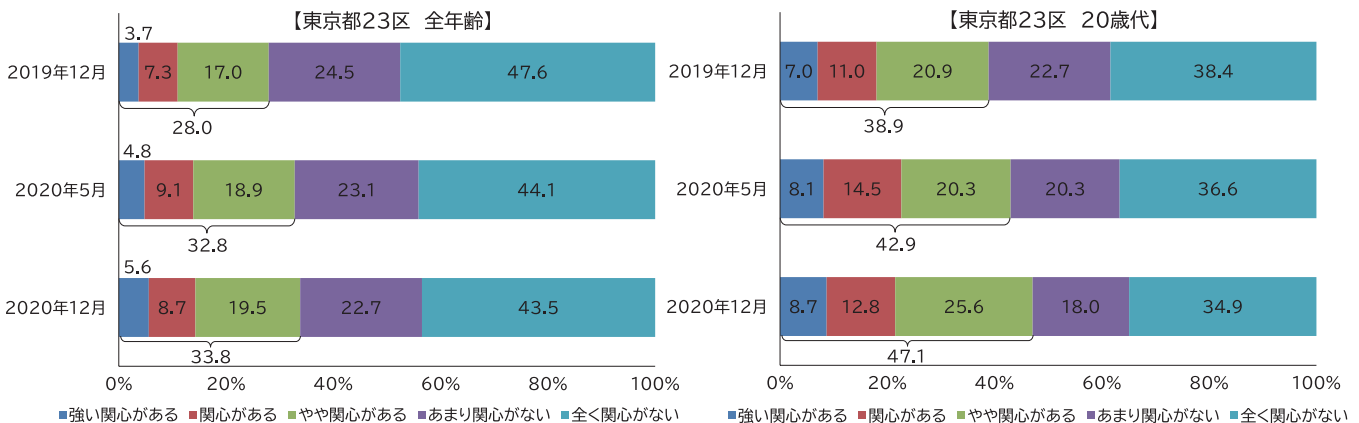


図 地方移住への関心(東京圏在住者)

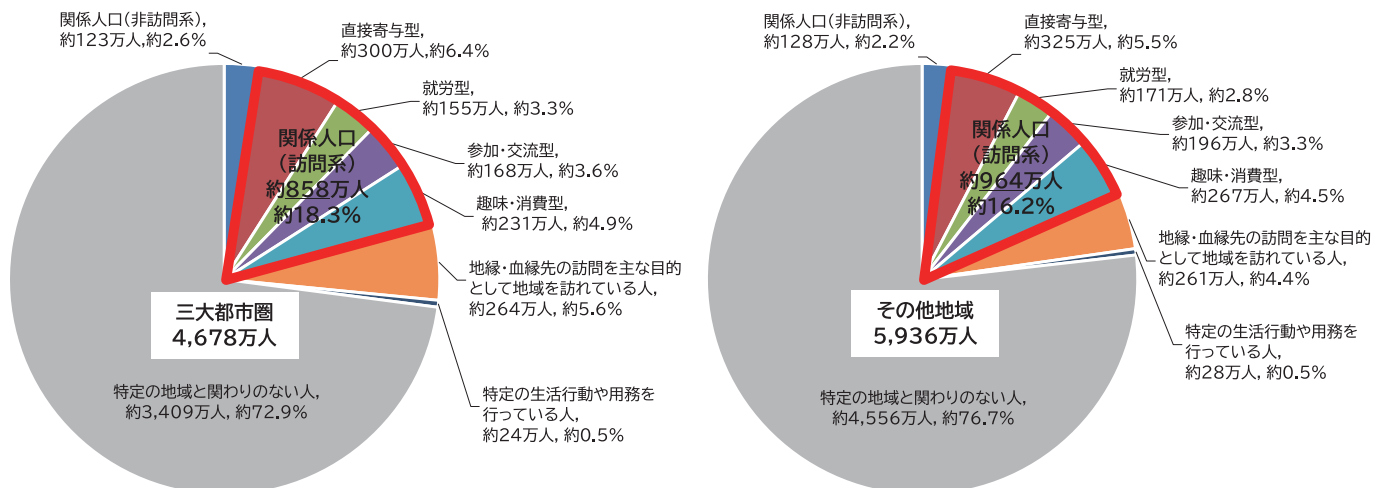


図 「関係人口」*の推計値

1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性

b 農村における祭礼・行事等の共同活動の簡素化に伴う人々の「絆」の弱まり

感染症を拡大させないよう、人が集まる機会を減らすため、これまで継続されてきた農村での祭礼や行事等の共同活動が簡素化または廃止されることで、人々の「絆」が弱まり、農村コミュニティがさらに弱体化することが懸念されます。

c 「健康」、「安全・安心」への関心の高まり

外食利用が減る一方、家で調理して食事をする機会が増えるといった生活の変化をきっかけに、食における「健康」、「安全・安心」への関心が高まっています。

これらの状況から県は、「農業・農村への誘導」および「県産農畜水産物の消費拡大」に向けて、**農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する、経済活動としての農業・水産業の競争力を高める、豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ** ために、コロナ禍*を経て重点的に進める具体的施策（第3章の★印の施策）を行います。

⑤ TPP*等の国際的な大型経済連携協定

TPP*をはじめとした国際的な経済連携協定により、本県農業・水産業へのマイナス面の影響が懸念される場所ですが、総合的な国のTPP*等関連政策大綱（令和2年（2020年）12月改定）およびTPP*に係る滋賀県の対応方針（平成28年（2016年）3月、滋賀県TPP*対策本部）に基づき、本県農業・水産業の体質強化や生産者の経営安定に向けて、本計画に沿って施策を総合的に進めていきます。

【最近の主な国際的な経済連携協定】

・ TPP11*

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：平成30年（2018年）12月発効）

・ 日EU・EPA（日・欧州連合（EU）経済連携協定：平成31年（2019年）2月発効）

・ 日米貿易協定（令和2年（2020年）1月発効）

・ RCEP（東アジア地域包括的経済連携：令和2年（2020年）11月署名）

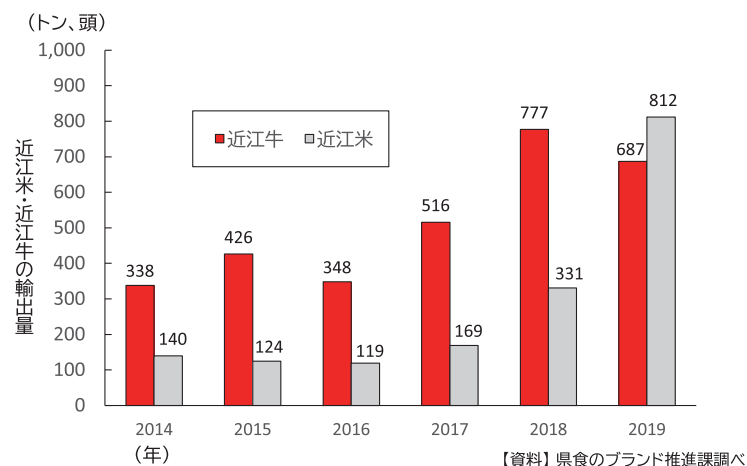


図 近江米・近江牛の輸出量の推移



⑥ 「みどりの食料システム戦略」*の策定

国で策定された「みどりの食料システム戦略」は、2050年までに目指す姿としてCO₂排出量実質ゼロ化の実現や有機農業の取組面積の拡大等、本計画の施策との親和性が高い内容であることを踏まえ、本県農業・水産業の環境負荷低減と生産基盤強化に向けた施策を総合的に進めていきます。

2 令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標一覧

① 共通視点 「人」

農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する

| 目指す姿 | No | 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) | 指標の説明 | この指標を選定した理由 (目指す姿との関係) | データの 出典 |
|--|----|---|-----|---------------------|---------------------|----------------------|--|---|---------------|
| | | | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | |
| 【人・1】 新規就農者・ 新規漁業就 業者等を確 保する | 1 | 新規就農者数 【経済・1に再掲】 | 人 | 累計 304 (H28～) | 累計 404 (H28～) | 575 (R3～7の 累計) | 県内で新規に自営就農した者または農業法人等へ就職就農した者の数 | 農業への関心・関わりを持った人を新規就農者に導いた結果を測定する指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 2 | 農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・2に再掲】 | 人 | 312 | 289 | 400 | 県および(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金が学校と連携して実施する、農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校および大学生数 | 農業と関わる「人」のすそ野を拡大するには、若い世代への働きかけが不可欠であるため選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 3 | 農業委員に占める女性の割合 【経済・1に再掲】 | % | 13.4 | 13.2 | 30.0 | 県内各市町農業委員の総数に占める女性の割合 | 地域農業の女性リーダーが、意思決定の場等で活躍されることを測定する指標として選定した。 | 滋賀県農業会議調べ |
| | 4 | 新規漁業就業者数 【経済・1に再掲】 | 人 | 累計5 (H28～) | 累計9 (H28～) | 10 (R3～7の 累計) | 県内で新規に漁業に就業した人数 | 新規漁業就業者確保対策の取組の成果指標として選定した。 | 県水産課調べ |
| 【人・2】 滋賀の農業・ 水産業の ファンを拡大 する | 2 | 農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校生・大学生の人数 【人・1から再掲】 | 人 | 312 | 289 | 400 | 県および(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金が学校と連携して実施する、農大オープンキャンパスや出前講座等に参加する高校および大学生数 | 農業と関わる「人」のすそ野を拡大するには、若い世代への働きかけが不可欠であるため選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 5 | 学校給食での湖魚の年間使用回数 | 回 | 7.7 | 7.2 | 10 | 学校給食で湖魚が出された年間平均回数(市町毎の回数の平均) | 学校給食は子どもが湖魚に接する貴重な機会となっていることから選定した。 | 県水産課調べ |
| | 6 | 滋賀の食材を発信するSNSサイトのフォロワー数 | 人 | - | 累計 3,993 | 累計 10,000 | 滋賀県の食材を発信するSNS(フェイスブックおよびInstagram)のフォロワー数の合計 | 滋賀の食材の情報を常時受信したい方は滋賀の農業・水産業のファンであることと考えられるため選定した。 | 県食のブランド推進課調べ |
| | 28 | 棚田ボランティアの年間参加延べ人数 【社会・2から再掲】 | 人 | 279 | 199 | 490 | 棚田ボランティア年間参加者数の延べ人数 | 都市と農村の交流拡大に向けた取組状況を示す指標として、中山間地域、特に棚田地域の保全に重要で、把握が可能なボランティア参加者数を選定した。 | 県農村振興課調べ |
| | 7 | 琵琶湖の水産物を食べた人の割合 | % | 79 | 73 | 85 | 年に1回以上琵琶湖の魚介類を食べた人の割合 | 多くの県民が琵琶湖の水産物を食べている状態に導いた結果を示す指標として選定した。 | 県政モニターアンケート結果 |
| 【人・3】 県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす | 8 | 「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者数(生産者を除く) | 事業者 | 累計 832 | 累計 982 | 累計 1,250 | 「おいしがうれしが」キャンペーンの推進店(飲食店、小売店等)および生産者を除くサポーター(加工・流通事業者等)の登録事業者数 | 「おいしがうれしが」キャンペーンの登録事業者は、本県農畜水産物の積極的な取り扱いをする事業者であるため選定した。 | 県食のブランド推進課調べ |
| | 9 | 琵琶湖八珍マイスター登録件数 【経済・5に再掲】 | 店舗 | 累計 220 | 累計 235 | 累計 300 | 琵琶湖八珍マイスターの登録件数 | 琵琶湖八珍マイスター登録件数は、積極的に湖魚を扱う身近な飲食店等の店舗数の指標となるため選定した。 | 県水産課調べ |
| 【人・4】 農業・農作業の持つ多面的機能を活かした共生社会をつくる | 10 | 「しがの農×福ネットワーク」会員数 | 者 | - | 累計 22 | 累計 100 | 「しがの農×福ネットワーク」参加者数 | 農福連携に関心を持つ人のすそ野を広げるための指標として選定した。 | 県農政課調べ |
| | 11 | 農業と福祉の連携による新たな取組件数 | 件 | - | 累計 20 | 累計 100 | 農業者と福祉事業者等による新たな取組件数 | 農業を1つのツールとして「医療・福祉介護」や「地域の子どもたち」、「教育分野」も含めた「新たな農福連携」の推進の進捗程度を把握するうえで適切な指標として選定した。 | 県農政課調べ |



② 視点 「経済」

経済活動としての農業・水産業の競争力を高める

| 目指す姿 | No | 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) | 指標の説明 | この指標を選定した理由 (目指す姿との関係) | データの 出典 |
|---|----|--|--------|---------------------|---------------------|----------------------|---|--|-----------------------|
| | | | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | |
| 【経済・1】 農業・水産業をより魅力ある職業にする | 1 | 新規就農者数 【人・1から再掲】 | 人 | 累計 304 (H28~) | 累計 404 (H28~) | 575 (R3~7の 累計) | 県内で新規に自営就農した者または農業法人等へ就職就農した者の数 | 農業を持続可能にするためには、新規就農者の確保は必須であり、農業が魅力ある職業として選択した評価を測定できる指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 12 | 新規就農者の3年後の定着率(直近3年平均) | % | 74 (H28~30) | 79 (H29~R1) | 83 (R5~7) | 県内で新規に自営就農または農業法人等へ就職就農した者のうち、3年後も継続して農業に従事している者の割合 | 新規就農者の定着は重要であり、農業の魅力ある職場としての評価を測定できる指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 3 | 農業委員に占める女性の割合 【人・1から再掲】 | % | 13.4 | 13.2 | 30.0 | 県内各市町農業委員の総数に占める女性の割合 | 地域農業の女性リーダーが、意思決定の場等で活躍されることを測定する指標として選定した。 | 滋賀県農業会議調べ |
| | 27 | 農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積 【社会・1から再掲】 | ha | 累計 177 | 累計 192 | 累計 516 | 県営経営体育成基盤整備事業等に取り組む面積 | 持続可能な農業経営を確保し、所得向上を図り、農地集積・集約は有効的な手段であることから、この指標を選定した。 | 県耕地課調べ |
| | 13 | 国際水準GAPの認証取得数 | 件 | 累計 13 | 累計 21 | 累計 40 | 国際水準GAP(JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.)の認証を取得した件数 | 取引先の求めに応じた国際水準GAPを取得することは、農業者の経営改善や販路確保に有効な手段であることから選んだ。 | 県食のブランド推進課調べ |
| | 4 | 新規漁業就業者数 【人・1から再掲】 | 人 | 累計5 (H28~) | 累計9 (H28~) | 10 (R3~7の 累計) | 県内で新規に漁業に就業した人数 | 琵琶湖漁業が魅力ある職業として選択された結果を示す指標として選定した。 | 県水産課調べ |
| 【経済・2】 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する | 14 | 園芸特産品目の産出額 (野菜・果樹・花き・茶) | 億円 | 141 | 133 | 165 (R6) | 野菜、果樹、花き、茶の産出額の合計 | 園芸特産品目の生産拡大を測る指標として選定した。 | 農林水産省(生産農業所得統計) |
| | 15 | 全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア(直近3年平均) | % | 2.13 (H27~29) | 2.10 (H28~30) | 2.19 (R4~6) | 米の需要減少に伴う産地間競争が激しくなる中において、近江米を支持し、購入される数量の割合を表す指標 | 需要の変化への柔軟な対応や新たな需要の開拓等により、確実な販売が見込める近江米の生産を促進するねらいから選定した。 | 農林水産省公表値 |
| | 16 | 新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適應する水稲新品種の育成数 【環境・3に再掲】 | 品種 | 0 | 0 | 1 | 本県が育成した新品種の数 | 米の新たな需要を切り拓くとともに、夏場の高温等に強い品種を育成し、その普及を図るための指標として選定した。 | 農林水産省(品種登録出願) |
| | 17 | 麦の単収(4麦) | kg/10a | 284 | 332 | 360 | 自給率の向上が求められる麦について、その生産性の高さを表す指標 | 全国でもトップクラスの作付面積を有する麦について、生産力を高める目標として選定した。 | 農林水産省(農林水産統計) |
| | 18 | 大豆の単収 | kg/10a | 66 | 117 | 200 | 自給率の向上が求められる大豆について、その生産性の高さを表す指標 | 全国でもトップクラスの作付面積を有する大豆について、生産力を高める目標として選定した。 | 農林水産省(農林水産統計) |
| | 19 | 食味ランキングでの「特A」取得品種数(コシヒカリ、みずかがみ) | 品種 | 0 | 2 | 2 | 日本穀物検定協会(第三者)による食味評価(認証)を得ることができる指標 | 近江米産地としての信頼を維持するとともに、新たな需要を切り拓くための付加価値を強化するため選定した。 | (一財)日本穀物検定協会食味ランキング結果 |
| 【経済・3】 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する | 20 | 和牛子牛の生産頭数 | 頭 | 1,439 | 1,501 | 1,960 | 県内で生まれた黒毛和種の頭数 | 「近江牛」となる黒毛和種の県内安定確保につながるため選定した。 | 県畜産課調べ |
| | 21 | 家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量 【環境・1に再掲】 | 千トン | 77 | 79 | 85 | 耕種農家が土づくり対策のために、1年間に利用する家畜ふん堆肥の量 | 耕畜連携による環境保全型農業の推進につながるため選定した。 | 県畜産課調べ |
| 【経済・4】 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する | 22 | 琵琶湖の漁獲量(外来魚除く) | トン | 770 | 811 | 900 (R6) | 外来魚を除く琵琶湖の漁獲量 | 漁協の機能強化、担い手確保、流通改善、資源維持・増大、資源管理等の施策の結果が漁獲量に現れるため選定した。 | 農林水産省(内水面漁業生産統計調査) |

2 令和7年度（2025年度）を目標とする成果指標一覧

| 目指す姿 | No | 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) | 指標の説明 | この指標を選定した理由 (目指す姿との関係) | データの 出典 |
|---|----|-----------------------------|----|-----------|-----------|----------------|--------------------------------------|---|---|
| | | | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | |
| 【経済・5】 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚などの「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する | 23 | 「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数(首都圏) | 店舗 | 累計 100 | 累計 107 | 累計 135 | 首都圏における「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の登録店舗数 | 人口が多くトレンドの中心である首都圏において「おいしがうれしが」登録店舗を増加させることで滋賀の幸の魅力を発信できるため選定した。 | 県食のブランド推進課調べ |
| | 24 | オーガニック農業(水稲)取組面積 | ha | 131 | 133 | 345 | 県内の主食用水稲作付面積に占めるオーガニック農業(水稲)の取組面積の割合 | 「環境こだわり農産物」のブランド向上には、象徴となるオーガニック農業(水稲)の取組面積の拡大が必要となるため選定した。 | 県食のブランド推進課調べ ※H30、R1は農林水産省調べ(有機JAS圃場の面積) |
| | 25 | 近江牛の飼養頭数 | 頭 | 14,016 | 14,411 | 16,300 | 県内で飼養されている黒毛和種の肥育牛頭数 | 消費拡大による近江牛の出荷量の増加は飼養頭数の増につなげるため選定した。 | 県畜産課調べ |
| | 9 | 琵琶湖八珍マイスター登録件数【人・3から再掲】 | 店舗 | 累計 220 | 累計 235 | 累計 300 | 琵琶湖八珍マイスターの登録件数 | 湖魚のブランド展開状況を示す指標として選定した。 | 県水産課調べ |

③ 視点 「社会」

豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ

| 目指す姿 | No | 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) | 指標の説明 | この指標を選定した理由 (目指す姿との関係) | データの 出典 |
|---|-------------|--|-----|--------------|--------------|-----------------------------------|---|---|------------|
| | | | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | |
| 【社会・1】 農業水利施設や農地などの農業生産の基礎的な資源を次世代に引き継ぐ | 26 | 農業水利施設の保全更新により用水の安定供給を確保する農地面積 | ha | 累計 17,486 | 累計 18,520 | 累計 36,697 | 農業水利施設メンテナンス中長期計画に基づき、保全更新対策により農業用水の安定供給を図る農地面積をカウント(H30を基準に実施地区を累積) | 老朽化する農業水利施設を適切な時期に保全更新対策を実施していくことで、農業生産の基盤を支えることを測定する指標として選定した。 | 県耕地課調べ |
| | 27 | 農地集積を目標としたほ場整備(面工事)に新たに着手する面積【経済・1に再掲】 | ha | 累計 177 | 累計 192 | 累計 516 | 県営経営体育成基盤整備事業等に取り組む面積 | 持続可能な農業経営を確保し、所得向上を図り、農地集積・集約は有効的な手段であることから、この指標を選定した。 | 県耕地課調べ |
| 【社会・2】 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ | 28 | 棚田ボランティアの年間参加延べ人数【人・2に再掲】 | 人 | 279 | 199 | 490 | 棚田ボランティア年間参加者数の延べ人数 | 都市と農村の交流拡大に向けた取組状況を示す指標として、中山間地域、特に棚田地域の保全に重要で、把握が可能なボランティア参加者数を選定した。 | 県農村振興課調べ |
| | 29 | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策での広域化組織による取組面積割合 | % | 44 | 44 | 60 | 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組対象となっている農振農用地面積のうち広域化組織により農地維持保全活動に取り組まれている農地面積率(カバー率) | 農業農村の有する多面的機能の発揮を図るまるごと保全活動の維持・定着に向け重要な取組である組織の広域化を本指標に選定した。 | 県農村振興課調べ |
| | 30 | 農山村の活性化に向けた多様な主体との協働活動実施地区数 | 地区 | 累計 4 | 累計 8 | 累計 33 | 中山間地域の活性化に向け、企業等と大学や企業など多様な主体と連携した活動を行う地区 | 中山間地域の活性化に向け、企業等の多様な主体と連携協働した取組が重要であるため、本指標を選定した。 | 県農村振興課調べ |
| | 31 | 主な野生獣による農作物被害金額【環境・1に再掲】 | 百万円 | 113 | 111 | 100以下 | イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農作物被害金額 | 集落の力を活用した持続的な農村社会を推進する指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| 32 | ふなずし講習会参加者数 | 人 | 627 | 686 | 850 | 県内で開催された漁業団体等によるふなずし漬付け講習会に参加した人数 | 食文化の継承などの多面的機能の維持・発展の指標として選定した。 | 県水産課調べ | |



④視点 「環境」

琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する

| 目指す姿 | No | 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | | 目標値 (令和7年度) | 指標の説明 | この指標を選定した理由 (目指す姿との関係) | データの 出典 |
|--|----------------------------|--|-----|--------------------|--------------------|--|---|--|-------------------|
| | | | | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | |
| 【環境・1】 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する | 33 | 環境こだわり米の作付面積割合 | % | 44 | 44 | 50 | 県内の主食用水稲作付面積に占める環境こだわり米の作付面積の割合(生産計画認定面積) | 農業による環境保全対策を進めるためには、環境こだわり米の作付面積を拡大する必要があるため選定した。 | 県食のブランド推進課調べ |
| | 34 | 水稲栽培におけるプラスチック被膜が利用しない緩効性肥料の施用面積 | ha | 800 | 800 | 2,000 | 水稲栽培におけるプラスチック被膜被覆が発生しない被覆肥料等の普及面積 | 水田からのプラスチックを利用した被覆肥料の被覆被覆流出防止対策に寄与する指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| | 21 | 家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量【経済・3から再掲】 | 千トン | 77 | 79 | 85 | 耕種農家が土づくり対策のために、1年間に利用する家畜ふん堆肥の量 | 耕畜連携による環境保全型農業の推進につながるため選定した。 | 県畜産課調べ |
| | 35 | 循環かんがい施設*の排水集水農地面積*および水管理施設の更新整備を実施した受益農地面積* | ha | 累計 740 | 累計 1,770 | 累計 2,980 | 循環かんがいに取り組んでいる施設の排水集水面積、および適正な配水管理を行うために更新整備された水管理施設の受益農地面積 | 農業排水対策には、循環かんがいの取り組みや、水管理システムの適時適切な更新によるきめ細やかな配水管理が必要不可欠であるため、この指標を選定した。 | 県耕地課調べ |
| | 31 | 主な野生獣による農作物被害金額【社会・2から再掲】 | 百万円 | 113 | 111 | 100以下 | イノシシ、ニホンザル、ニホンジカによる農作物被害金額 | 農地等の維持・保全を図り、環境保全に貢献する指標として選定した。 | 県農業経営課調べ |
| 【環境・2】 琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる | 36 | 冬季二ゴロブナ当歳魚資源尾数* | 万尾 | 199 | 308 | 700 | 標識放流で推定した冬季の当歳魚の生息尾数 | 産卵繁殖場造成、種苗放流、外来魚駆除等様々な対策の効果が最も現れやすい魚種であるため選定した。 | 県水産課調べ |
| | 37 | 外来魚生息量 | トン | 508 (H29年度末) | 432 (H30年度末) | 300 (R7年度末) | オオクチバス、ブルーギルを合わせた推定生息量 | 二ゴロブナをはじめとする在来魚への食害を低減するため、外来魚生息量を減少させる必要があるために選定した。 | 県水産課調べ |
| 【環境・3】 気候変動による自然災害等のリスクに対応する | 38 | 滋賀県産米(うるち玄米*)の1等米比率* | % | 66.2 (全国平均80.3) | 55.7 (全国平均73.0) | 全国平均以上 | 米の外観品質の良否を示す指標 | 異常気象の影響による品質の変動が大きい中、品質の安定度を測る指標として選定した。 | 農林水産省(米穀の農産物検査結果) |
| | 16 | 新たな需要を切り拓くとともに、気候変動に適應する水稲新品種の育成数【経済・2から再掲】 | 品種 | 0 | 0 | 1 | 本県が育成した新品種の数 | 米の新たな需要を切り拓くとともに、夏場の高温等に強い品種を育成し、その普及を図るための指標として選定した。 | 農林水産省(品種登録出願) |
| | 39 | 特定家畜伝染病の発生件数 | 件 | 1 | 発生なし | 発生なし | 特定家畜伝染病(豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等)の発生件数 | 経済のグローバル化により特定家畜伝染病の発生リスクが高まっているため選定した。 | 県畜産課調べ |
| | 40 | 9月生まれのアユ仔魚の最低必要数 | 億尾 | 29.4 | 49.2 | 27 | 琵琶湖漁業にとって最重要であるアユの最も需要が高い12月の漁獲量に寄与する9月生まれのアユ仔魚数 | 温暖化の進行は、産卵の阻害や遅れを通じて漁期当初の漁獲量を減らすおそれがあるため選定した。 | 県水産課調べ |
| | 41 | 洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数 | ダム | 0 | 0 | 4 | 淀川水系治水協定に基づく洪水調節機能強化に向けた取組を実施する農業用ダム数 | 農業用ダムの機能を有効に活用して、災害リスクの軽減を図る指標として選定した。 | 県耕地課調べ |
| 42 | 防災重点ため池*に係る劣化・地震・豪雨評価の実施割合 | % | 18 | 23 | 90 | 劣化評価、地震評価、豪雨評価の実施個所数の評価時点の防災重点ため池数における割合 | 防災重点ため池については、各評価を行うことが最優先として実施すべき項目であり、その結果を踏まえ、防災工事等の実施につながることから、本指標を選定した。 | 農村振興課調べ | |

3 SDGs* のゴール、ターゲットと成果指標との関係

SDGs* は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された2030年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴール（目標）と169のターゲットが定められています。

本計画が示す目指す姿（第2章参照）に向けた取組を進めることにより、農業・水産業に関わる「人」を土台とした「経済」・「社会」・「環境」の調和を進め、SDGs* の達成に貢献します。

具体的には、以下の表とおり、SDGs* のゴール・ターゲットに貢献します。

表 SDGs* のゴール、ターゲットと関連する施策・成果指標との関係

| SDGsゴール | SDGsターゲット | 関連する具体的施策 | | 関連する成果指標の番号 |
|--|-------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------|
| | | 目指す姿 | 具体的施策 | |
| 2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する  | 2.1 全ての人が、一年中食料を十分得られるようにする。 | 【人・2】 | ・県産農畜水産物の魅力発信 | 6,7 |
| | | 【人・3】 | ・県産農畜水産物を取り扱う食品関連事業者の拡大促進 | 8,9 |
| | | 【経済・1】 | ・経営力の向上 ・産地の強化 | 1,2,4,12,13,27 |
| | | 【経済・2】 | ・需要の変化に対応する生産力の向上 | 14,16,17,18,26,27 |
| | | 【経済・3】 | ・畜産物の持続可能な安定生産 | 20,21 |
| | | 【経済・4】 | ・琵琶湖漁業の継続 | 22 |
| | | 【経済・5】 | ・地産地消の強化、販売促進、消費拡大 | 9,23,24,25 |
| | | 【社会・1】 | ・生産基盤整備の推進 | 26,27 |
| | | 【環境・1】 | ・環境こだわり農業の継続推進 | 33 |
| | | 【環境・2】 | ・重要魚介類の種苗放流 | 35 |
| | 2.3 小規模食糧生産者の農業生産性や所得を向上させる。 | 【経済・1】 | ・経営力の向上 ・産地の強化 | 1,2,4,12,13,27 |
| | | 【経済・2】 | ・需要の変化に対応する生産力の向上 | 14,16,17,18,26,27 |
| | | 【経済・3】 | ・畜産物の持続可能な安定生産 | 20,21 |
| | | 【経済・4】 | ・儲かる漁業の実現 | 22 |
| | | 【社会・2】 | ・生産基盤整備の推進 ・地域資源の保全 | 26,30 |
| | | 2.4 持続可能な食料生産システムを確保し、強靱な農業を実践する。 | 【人・4】 | ・新たな農福連携の推進 |
| | 【経済・1】 | | ・経営力の向上 ・産地の強化 | 1,2,4,12,13,27 |
| | 【経済・2】 | | ・需要の変化に対応する生産力の向上 | 14,16,17,18,26,27 |
| | 【社会・1】 | | ・生産基盤整備の推進 | 26,27 |
| | 【社会・2】 | | ・生産基盤整備の推進 ・地域資源の保全 | 26,30 |
| 【環境・1】 | ・環境こだわり農業の継続推進 | | 33 | |
| 【環境・3】 | ・気候変動に対する緩和策、適応策など【環境・3】の施策全般 | | 16,38,39,40,41,42 | |



| SDGsゴール | SDGsターゲット | 関連する具体的施策 | | 関連する 成果指標の番号 |
|---|---|-------------------|---|-------------------------|
| | | 目指す姿 | 具体的施策 | |
| 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する  | 4.4 技術的・職業的スキルなど、仕事に必要な技能を備えた若者と成人を増加させる。 | 【人・1】 | ・農業高校、農業大学校における教育 ・就農希望者向け基礎講座 | 1,2 |
| | 4.7 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | 【人・2】 | ・学校教育を通じた食育・体験等の推進 | 2,5 |
| | 4.7 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | 【環境・1】 | ・環境こだわり農業の理解促進 | - |
| 5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る  | 5.5 女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 | 【人・1】 | ・法人等における女性の経営参画の推進 ・意思決定の場等への女性の参画促進 | 3 |
| | | 【経済・1】 | ・女性農業者の育成と経営参画の推進 ・女性の活躍推進や浜の活性化に対する支援 | 3 |
| | 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 | 【経済・1】 | ・女性農業者の育成と経営参画の推進 ・スマート農業の推進 ・スマート農業に対応した基盤整備 | 3 |
| 6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する  | 6.6 河川、湖沼等を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | 【環境・1】 | ・環境こだわり農業の継続推進 ・農業濁水、農業系廃プラスチック対策の推進 | 33,34,35 |
| | | 【環境・2】 | ・漁場環境改善の取組の推進 | 36 |
| 7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する  | 7.a 再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギー技術を促進する。 | 【環境・3】 | ・農村の資源を活用した再生可能エネルギーの推進 | - |
| 8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する  | 8.2 労働集約型セクター(農業部門)に重点を置き、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を到達する。 | 【経済・2】 | ・生産力の向上 ・新たな作物や栽培技術の積極的な導入 ・需要の開拓につながる滋養の特色ある農産物の生産と新品種の育成 ・農業水利施設や農地等の農業生産基盤の推進 | 14,15,16,17,18,19,26,27 |
| | 8.3 地元の食材等を活用したビジネスを活性化することで、中小零細企業設立や成長を奨励する。 | 【人・3】 | ・6次産業化、農商工連携の推進 | - |
| | | 【経済・1】 | ・経営力の向上 | - |
| | 8.5 雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を達成する。 | 【経済・5】 | ・地産地消の強化と首都圏や海外における販路の開拓・拡大 | 23 |
| | | 【人・1】 | ・就農・就業相談 ・就農・就業に向けた研修 | 1,2 |
| | | 【人・4】 | ・新たな農福連携の推進 | 10,11 |
| 8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | 【経済・1】 | ・人材の育成 ・経営力の向上 | 1,2,4,12,13 | |
| | 【人・2】 | ・都市農村交流等の推進 | 28 | |
| | 【社会・2】 | ・地域資源の活用 | 30 | |

3 SDGs* のゴール、ターゲットと成果指標との関係

| SDGsゴール | SDGsターゲット | 関連する具体的施策 | | 関連する成果指標の番号 |
|---|--|-----------------------|--|-------------------|
| | | 目指す姿 | 具体的施策 | |
| 9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る  | 9.1 質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 | 【経済・1】 | ・生産基盤整備の推進 ・スマート農業の推進 | 26 |
| | | 【経済・2】 | ・スマート農業が活用できる生産基盤整備の推進 | |
| | | 【経済・3】 | ・畜産分野におけるICT技術の普及推進 | 20 |
| | | 【社会・1】 | ・生産基盤整備の推進 | 26,27 |
| | | 【社会・2】 | | |
| | 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上を通じた産業改善により、持続可能性を向上させる。 | 【人・2】 | ・県産農畜水産物の魅力発信 | 6,7 |
| | | 【人・3】 | ・県産農畜水産物を取り扱う食品関連事業者の拡大促進 | 8,9 |
| | | 【経済・4】 | ・漁獲情報の電子化 | 22 |
| | | 【経済・5】 | ・地産地消の強化、販売促進、消費拡大 | 9,23,24,25 |
| | | 【環境・1】 | ・環境こだわり農業の継続推進 | 33 |
| 【環境・2】 | ・漁場環境改善の取組の推進 | 36 | | |
| 10 国内および国家間の格差を是正する  | 10.2 年齢、性別、障害等に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | 【人・4】 | ・新たな農福連携の推進 | 10,11 |
| 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする  | 11.a 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良質なつながりを支援する。 | 【人・1】 | ・リモートワーカーなどの多様な人材の確保 | - |
| | | 【人・2】 | ・都市農村交流等の推進 | 28 |
| | | 【人・4】 | ・新たな農福連携の推進 | 10,11 |
| | | 【経済・2】 | ・需要の変化に対応する農産物の生産 ・需要の開拓につながる農産物の生産 | 14,15,16,17,18,19 |
| | | 【経済・5】 | ・付加価値の向上、販路拡大、消費拡大 | 9,23,24,25 |
| | | 【社会・2】 | ・多様な主体の参画推進 ・ふなずし講習会、漁業体験の推進 | 30,32 |
| | 【環境・1】 | ・消費者への環境こだわり農業等への理解促進 | - | |
| 11.b 気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)等を目指す総合的政策及び計画を導入・実施し、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | 【環境・3】 | ・農業用ダム、ため池等の防災対策 | 41,42 | |
| 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する  | 12.2 県産農畜水産物の持続可能な管理を効率的な利用を実現する。 | 【人・2】 | ・県産農畜水産物の魅力発信 | 6,7 |
| | 12.3 小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 | 【人・3】 | ・県産農畜水産物を取り扱う食品関連事業者の拡大促進 | 8,9 |
| | | 【経済・5】 | ・付加価値の向上、販路拡大、消費拡大 | 9,23,24,25 |
| | 12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | 【経済・3】 | ・耕畜連携の推進 ・堆肥のペレット化 | 21 |
| | | 【環境・1】 | ・耕畜連携の推進 | 21 |
| | 12.8 人々があらゆる場所において、自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | 【人・2】 | ・県産農畜水産物の魅力発信 ・都市農村交流等の推進 | 6,7,28 |
| 【経済・5】 | ・付加価値の向上、販路拡大、消費拡大 | 9,23,24,25 | | |
| 【環境・1】 | ・消費者への環境こだわり農業等への理解促進 | - | | |



| SDGsゴール | SDGsターゲット | 関連する具体的施策 | | 関連する 成果指標の番号 |
|--|--|-----------|---|-------------------|
| | | 目指す姿 | 具体的施策 | |
| 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る  | 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 | 【経済・2】 | ・新品種の育成 | 16 |
| | | 【環境・3】 | ・気候変動に対する緩和策、適応策など【環境・3】の施策全般 | 16,38,39,40,41,42 |
| 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する  | 14.4 水産資源を、持続可能な最短期間で最大持続生産量のレベルまで回復させるため、漁獲を効果的に規制し、科学的な管理計画を実施する。 14.7 琵琶湖の水産資源の持続可能な管理などを通じて、経済的な便益を増やす。 14.b 伝統的漁法の漁業者が、琵琶湖の水産資源を利用し市場に参入できるようにする。 | 【経済・4】 | ・水産資源の管理 | 22 |
| | | 【環境・2】 | ・漁場環境改善の取組推進 | 36 |
| | | 【経済・1】 | ・水産業における経営力の向上 | 4 |
| 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る  | 15.4 生物多様性を含み山地生態系の保全を確実に行う。 | 【社会・2】 | ・鳥獣被害軽減対策 | 31 |
| | | 【環境・1】 | | |
| | 15.8 外来種の侵入を防止し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 | 【環境・2】 | ・外来魚対策 | 37 |
| | | 【環境・3】 | ・ナガエツルノゲイトウ等の外来植物対策 | - |
| 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する  | 17.17 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 | 【人・1】 | ・移住促進やワーケーション推進等の関連施策と連携した推進【第4章】 | 1,4 |
| | | 【人・2】 | ・移住促進やワーケーション推進等の関連施策、教育、商工・観光分野と連携した推進【第4章】 | 2,5,6,8,28 |
| | | 【人・4】 | ・医療・介護分野における農作業の普及展開や障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援等の関連施策と連携した推進【第4章】 | 10,11 |
| | | 【経済・1】 | ・6次産業化や農商工連携については、商工・観光分野の関連施策と連携した推進【第4章】 | - |
| | | 【経済・5】 | ・県産農畜水産物のブランド力向上の施策については、商工・観光分野の関連施策と連携した推進【第4章】 | 9,23 |
| | | 【社会・2】 | ・地域資源を活用した農村地域の活性化の施策については、「やまの健康」推進等の森林・林業施策と連携した推進【第4章】 | 30 |
| | | 【環境・1】 | ・鳥獣被害軽減対策については、「やまの健康」推進の取組や、自然環境保全の関連施策と連携した推進【第4章】 | 31 |
| | | 【環境・2】 | ・外来魚やカワウ等の有害生物駆除の施策については、自然環境保全の関連施策と連携した推進【第4章】 ・湖底環境改善等の漁場環境の改善に関する施策については、琵琶湖の保全再生に関連する施策と連携した推進【第4章】 | 36,37 |
| | | 【環境・3】 | ・地球温暖化に対応する緩和策・適応策に関する施策については、しがCO ₂ ネットゼロ社会づくり推進等の温暖化対策の関連施策と連携した推進【第4章】 ・農業用ため池・ダム等の防災減災対策については、防災・危機管理分野の諸施策と連携した推進【第4章】 | 16,38,39,40,41,42 |

4 策定経過

| 年月 | | 滋賀県農業・水産業基本計画審議会での調査審議 | 県民、市町等の意見反映 | 県議会 |
|-----------------|-----|--|---------------------------------------|---|
| 令和元年 (2019年) | 10月 | | | 環境・農水常任委員会報告 (改定作業着手について) |
| | 11月 | 諮問・第1回審議会 (現状と課題などについて) | | |
| 令和2年 (2020年) | 1月 | 第2回審議会 (【骨子素案】について) | | |
| | 2月 | 現地視察 (視察テーマ:農業・水産業と関わる 「人のすそ野」を拡大するためには) | 2~3月 地域別意見交換会・意見聴取 (【骨子素案】について) | |
| | 3月 | | 県内農業者対象 アンケート調査 | 環境・農水常任委員会報告 (【骨子素案】について) |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | 消費者(県政モニター)対象 アンケート調査 | |
| | 6月 | | | 環境・農水常任委員会報告 (策定状況について) →コロナ禍による社会情勢の変化 を見極め、内容として織り込むため、 策定期間を半年程度延伸 |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | 第3回審議会 (【とりまとめの方向性】について) | 地域別意見交換会 (【とりまとめの方向性】について) | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | | | 環境・農水常任委員会報告 (【とりまとめの方向性】について) |
| | 11月 | 第4回審議会 (【計画素案】について) | | |
| 12月 | | | 環境・農水常任委員会報告 (【計画素案】について) | |
| 令和3年 (2021年) | 1月 | 第5回審議会 (【計画原案】について) | | |
| | 2月 | 答申 | | |
| | 3月 | | 3~4月(予定) 県民政策コメント | 環境・農水常任委員会報告 (【計画原案】について) |
| | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | | |
| | 8月 | | | |
| | 9月 | | | |
| | 10月 | | | |



滋 農 政 第 9 0 5 号
令和元年(2019年)11月11日

滋賀県農業・水産業基本計画審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県農業・水産業の基本的な計画の策定について(諮問)

本県では平成28年3月に農業・水産業の基本計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、計画期間を5年間として施策を推進してきました。

この間、本県の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農業・水産業をめぐる県内外の情勢も急激に変化していることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の中期的な農業・水産業施策の展開方向を示す計画を策定したいと考えています。

つきましては、新たな農業・水産業の基本的な計画の策定について貴審議会において調査審議いただきたく、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第2条の規定に基づき、諮問します。

5 諮問文・答申文

滋 農 水 審 第 8 号
令和3年(2021年)2月5日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県農業・水産業基本計画審議会
会 長 淡路 和則

滋賀県農業・水産業の基本的な計画の策定について(答申)

令和元年(2019年)11月11日付け滋農政第905号で諮問のありました滋賀県農業・水産業の基本的な計画については、当審議会で慎重に審議を重ね、別添のとおり滋賀県農業・水産業基本計画案を取りまとめましたので答申します。

つきましては、この答申をできる限り反映した基本計画を策定するとともに、その推進に当たっては、県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」の基本理念の下、生産者をはじめとする県民、市町・関係機関等と県が計画を共有・共感し、効果的な施策の展開が図られることを期待します。



五十音順（敬称略）

| 氏 名 | 役 職 |
|--------------------|------------------------|
| あわじ かずのり 淡路 和則 | 龍谷大学農学部 教授 |
| おくむら しげる 奥村 繁 | 滋賀県漁業協同組合連合会 副会長 |
| くぼた ゆうこ 久保田 優子 | (株)カネク 取締役 |
| しまばやし としお 島林 敏雄 | 日野川流域土地改良区 事務局長 |
| しみず ひろゆき 清水 裕之 | (株)EVERGREEN 代表取締役社長 |
| たちばな なおこ 立花 尚子 | (株)バナナハート 代表取締役プロデューサー |
| つじかわ いくこ 辻川 育子 | 公募委員 |
| とりい しょういち 鳥居 庄市 | 広域たかしま・知内 運営委員 |
| なりた なほみ 成田 奈穂美 | (有)成田牧場 |
| はだ まきこ 羽田 真樹子 | (有)池田牧場 取締役 |
| ふかお よしお 深尾 善夫 | 滋賀県農業協同組合中央会 専務理事 |
| ふじた あやか 藤田 彩夏 | 公募委員 |
| みながわ あきこ 皆川 明子 | 滋賀県立大学環境科学部 准教授 |
| もり よしのぶ 森 嘉信 | (株)モリファーム 代表取締役 |
| よこえ ひでみ 横江 秀美 | (株)横江ファーム 共同代表 |

(任期：令和元年9月26日～令和3年3月31日)

7 用語解説

【アルファベット順】

| | |
|-------------------------|---|
| AI | Artificial Intelligence の略。人工知能。 |
| CO ₂ ネットゼロ社会 | 温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する社会。脱炭素社会とほぼ同義。「ネットゼロ」は滋賀県が推進する施策の名称であり、排出量と除去量を差し引いて「実質ゼロ」ということ。 |
| GAP | 農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)の略。農業者が農産物の生産にあたり、準備から出荷までの過程で気を付けなければならないことを整理して、リスクを未然に防ぐための方策(ルール)を作り、それを実践し、記録・評価をすることで、安全・安心な農産物の生産につなげていく取組のこと。 |
| GNSS基地局 | 「Global Navigation Satellite System/全球測位衛星システム」の略で、衛星測位データをGNSS基地局で補正することにより、高精度かつ効率的な自動走行農機等の利用が可能となる。 |
| ICT | Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。農業分野では、ICTを活用して、省力化や精密化などを進めた農業を「スマート農業」と称している。 |
| IJUターン | Iターン・Jターン・Uターンと「移住」の読み方を掛け合わせた人口還流現象の総称。Iターン現象は、地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。Uターン現象は、地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象は、地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。 |
| IoT | Internet of Things の略。家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。 |
| JA(農業協同組合) | 「農業協同組合」の英語表記「Japan Agricultural Cooperatives」の略称。「農業協同組合」は、農業協同組合法に基づく法人であり、相互扶助の精神のもとに農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的に農業者(農民又は農業を営む法人)によって組織される。 |
| PCR検定 | 害虫の種名や病気の病原体を遺伝子レベルで特定するための方法の一つ。 |
| SDGs | Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する2030年までの目標。2015年9月に国際連合で採択。 |
| SNS | Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり)を提供するサービスの総称。代表的なものにTwitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)がある。 |
| TPP | 環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Partnership)の略称。平成30年(2018年)12月、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、メキシコ、カナダと日本の11か国が、加盟国間での関税を撤廃し、政府調達、知的財産等の取り決めを含んだ多角的な経済連携協定として「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(略称TPP11)」を発行した。 |

【50音順】

ア 行

| | |
|------------|--|
| アセットマネジメント | 農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した保全更新手法の総称。 |
| あっせん | 間に入って双方をうまく取り持つこと。 |
| 暗きょ排水 | 地下水や地表残留水を排除する方法の一つで、地中に有孔パイプ等を埋設し、地下水位の低下を促す方法。水田での大型機械等の作業性向上や、野菜を栽培するなどの水田の汎用化に効果がある。 |
| 一等米比率 | 農産物検査法に基づき、統一された規格によって検査された米のうち、形や大きさが整っている粒が70%以上の米を「1等」として格付けされた数量の比率をいう。 |
| ウィズコロナ | 経済的・社会的に危機的な「コロナ禍」の状態から、治療薬やワクチンなど有効な手段を人間社会が手に入れ、新型コロナウイルスと共存しながら活動を行うことができる状態。 |
| 内食 | 手作りの家庭料理を自宅で食べること。 |
| うるち玄米 | うるち米は「コシヒカリ」などの一般的に食べられている米のこと。そのほかの米の分類には「もち米」や「醸造用玄米」などがある。 |



| | |
|-------------------|--|
| 営農 | 農業を経営すること。 |
| 営農類型 | 農業の経営形態を分類する概念。栽培品目、加工部門の取組品目の種類や組み合わせ、そして経営体の規模などは、地域の条件等によって異なるが、これらのある程度類型化したもの。 |
| 栄養塩 | 植物プランクトンや水草などの栄養となる窒素やリンなどのこと。 |
| 「おいしが うれしが」キャンペーン | 滋賀県と食品販売事業者等が協働して、「地産地消」を推進するなど、消費者に県産農畜水産物の魅力を知り、積極的な消費を進める運動。 |
| 近江しゃも | 県畜産技術振興センターが平成5年(1993年)に開発した高級肉用鶏。一般的なブロイラーの約2.5倍の長期飼育により、しっかりとした歯ごたえとうま味があるのが特徴。 |
| オーガニック農産物 | 化学合成農薬・化学肥料を使用しないこと、ならびに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業で生産された農産物のうち、国の有機JAS認証制度の基、認証機関の認証を受け生産された農産物。 |
| 温室効果ガス | 地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等。 |

| カ行 | |
|-----------|---|
| 外来魚 | 人間のさまざまな活動に伴って、元々生息している場所から別の場所へ入ってしまった魚。計画では、本県水産業に深刻な被害を与えているオオクチバス、ブルーギルおよび近年、急増しており、漁業被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュなどを指す。 |
| 花き | 観賞用になるような美しい花をつける植物の総称。 |
| 河川漁協 | 河川や余呉湖、ダム湖などの漁業権漁場を管理する漁業協同組合。 |
| 活動組織の広域化 | 「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の活動主体となる組織が単一集落の枠を超え、隣接集落や土地改良区単位、市町単位など広域に連携すること。組織の広域化により事務負担の軽減が図れるなどのメリットがある。 |
| 花木 | 観賞用になるような花と木のこと。または、花の咲く木のこと。 |
| カワウ | 鵜(ウ)の一種。琵琶湖の魚を食害する。 |
| 環境こだわり農業 | 化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。 |
| 環境こだわり農産物 | 県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物のこと。 |
| 環境こだわり米 | 「環境こだわり農産物」として県の認証を受けた米のこと。 |
| 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。 |
| 緩効性肥料 | 通常の速やかに効果が出る肥料に比べ、効果が緩やかに出るよう調節された肥料。作物の生育に合わせて、肥料の効果が徐々に出てくる利点をもち、省力化や環境保全につながる。被覆肥料は緩効性肥料の一種。 |
| 観光農園 | 観光客などを対象に生産した農産物の収穫など、一部の農作業を体験、観賞させて対価を得る農園のこと。 |
| 基幹水利施設 | 受益面積が100ha以上のダム、頭首工、用排水機場などの施設。 |
| 基幹水路 | 国営および県営造成施設で受益面積100ha以上の水路。 |
| 基本理念 | 物事の根本に据える理念や目標、思想のこと。計画等の土台となっている基本的な考え方や価値観を示すもの。 |

7 用語解説

| | |
|--------------|---|
| キャトル・ステーション | 和牛子牛の生産拡大を図るため、和牛繁殖農家や酪農家から生産された子牛を引き取り、哺育・育成後に県内農家へ供給するための施設。 |
| 享受 | 受け取って自分のものとする事。 |
| 協働 | 複数の異なる強みを持つ人や団体などの主体が、同じ目的のために力を合わせて活動すること。 |
| 漁業協同組合 | 漁業者により構成される協同組合であり、水産業協同組合法に基づき設立され、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導等の事業を実施している。 |
| 漁場環境改善・保全 | 漁業操業水域における魚介類を取り巻く水質・底質の環境の改善・保全。 |
| 許認可制度 | 事業を行うにあたって、監督官庁の許認可が必要とされる制度。漁業においては、一般に禁止された漁業を特定の者に対して禁止を解除する漁業許可や、漁業許可を受けようとするものが、漁船や漁具を取得する前に受ける起業の認可などがある。 |
| 魚病 | 魚が罹る病気。アユの冷水病などがある。 |
| 窪地 | 琵琶湖の湖底の一部が凹んだ所。 |
| クラウドファンディング | 「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語。インターネットを通して自らの活動目的や夢を発信し、それに共感した人、応援したいと思った人から資金を募るしくみ。 |
| グリーンツーリズム滋賀 | 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動(グリーンツーリズム)の推進に向け、県内の農業体験や農産物の加工体験ができる施設や場所に関する情報を紹介するHPやパンフレットのこと。 |
| 経営の多角化 | 経営内で事業部門が複数化すること。例えば、ブドウ農家がイチジクを作付けするなど現有部門と同じか、近い分野で多角化する場合(水平的多角化)や果樹農家が苗販売や加工、観光農園に取り組むなど、現有部門から見て原材料生産側、または最終消費者側に向けて事業拡大する(垂直的多角化)場合がある。 |
| 経営の複合化 | 例えば稲作単一経営から、野菜等他作物の作付割合を増やしたり、林業や畜産業等を組み合わせたりすること。 |
| 畦畔のり面 | 畦畔は、田畑の境にある通行や肥料散布のために作られた細長い土地のこと。のり面は、田畑の水平面から畦畔上部の水平面までの傾斜状の部分のこと。 |
| 契約栽培 | 農産物の販売先との間で、品質や数量、価格などの条件を予め契約し、その契約に基づき農作物を栽培すること。 |
| 県獣害アドバイザー | 地域の獣害被害の実態に応じて、その対策等を助言する制度で、県が認定している。 |
| 高位安定 | 高い水準で安定していること。 |
| 高温障害 | 夏の異常高温によって農作物に発生する症状のこと。 |
| 耕種農家 | 稲作・穀物・野菜・果樹・花などの植物を栽培する農家のこと。 |
| 洪水調節機能 | 大雨時にダムが水を一旦貯めることにより、川の急激な増水を防ぐことで洪水とにならないようにする機能。 |
| 耕畜連携 | 畜産農家から耕種農家(水稲、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。 |
| 荒廃農地 | 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な状態となっている農地。抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地を「再生可能な荒廃農地」という。 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 特定家畜伝染病の一つで、鳥インフルエンザウイルスの感染によっておこる家さんの疾病。中国や東南アジアの国々に常在し、国内へは冬の渡り鳥によってウイルスが持ち込まれる。令和2年12月に本県の養鶏場でも発生した。 |



| | |
|----------|--|
| 国連食糧農業機関 | 国連の専門機関のひとつ。英名の「Food and Agriculture Organization」の頭文字をとって「FAO」と略称される。農業、林業、水産業等の分野における幅広い諸問題について関心を持ち活動をしている。 |
| コト消費 | 商品や農産物が、価格や品質などの「モノ」だけではなく、生産者や生産方法などの「モノ」の背景を含む「コト」で判断されて、経験や体験を重視して消費者に消費されること。 |
| 子ども食堂 | 本県では「子どもたちへのあたたかなまなざしに満ちた地域の手づくり食堂で、ごはんを通じて地域ぐるみで子どもを見守り育てていく垣根のない居場所」と定義している。 |
| コロナ禍 | 新型コロナウイルスの感染拡大により、経済的・社会的に複雑かつ危機的となっている状態。 |
| コントラクター | 畜産農家や耕種農家(水稲、野菜等を栽培する農家)から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織。 |

サ行

| | |
|--------------------------------|---|
| 魚のゆりかご水田 | 湖魚が琵琶湖と水田を行き来し、産卵・育成できるかつての湖辺域の水田環境を取り戻し、生物多様性の保全をはじめ、地域活性化にも貢献する取組 |
| 酒米 | 日本酒を醸造する原料として使用される米。酒造好適米または醸造用玄米と呼ばれる。 |
| サプライチェーン | 原材料等の調達から、生産・流通を経て消費者に至るまでの製品やサービスの全プロセスの繋がりを。 |
| 滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会 | 滋賀の農林水産業にかかる新しいビジネスの創出に向け、産業の枠組を超えた連携を図るため平成28年に発足し、交流会、セミナー、プロジェクト活動等を展開。 |
| 滋賀県基本構想 | 県政運営の総合的な指針で、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる最上位計画。計画期間は2019年度から2030年度まで。 |
| 滋賀県と滋賀県農業協同組合中央会との農業振興等に関する協定書 | 滋賀県とJAグループ滋賀が、本県の農業振興のために連携する事項について平成27年4月から締結している協定。令和3年3月には、持続可能な滋賀の「食と農」および「農村社会」を将来にわたって引き継ぐため、SDGsの目標達成に貢献する視点を踏まえた内容に改定された。 |
| 滋賀の幸 | 本計画では、消費者から「モノ消費」の対象としてだけでなく、「コト消費」の対象としての価値が認められた県産農畜水産物のことを言う。 |
| しがの農×福ネットワーク | 「農福連携」に関心のある個人、グループ、民間団体、企業、大学、行政機関などが、それぞれが持つ農福連携に関する情報の発信や啓発、意見交換、参加者どうしの農福連携の取組の支援などを行うことにより、滋賀の農福連携を推進するネットワーク。 |
| しがのふるさと支え合いプロジェクト | 中山間地域の集落や地域活動団体と、企業や大学、NPO法人等が協働・連携し、それぞれが有する知恵や経験、ネットワーク等の力を活かした取組を進めることで、地域の活性化を図るプロジェクト。平成30年度に開始された。 |
| 自給的農家 | 「農家」についての分類であり、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家のことをいう。 |
| 資源管理型漁業 | 漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。現在、琵琶湖ではニゴロブナとセタジミ、ホンモロコを主な対象として取り組んでいる。 |
| 資源状況 | ここでは琵琶湖の魚の生息量、大きさなどの情報のことを指す。 |
| (農業の)自然循環機能 | 農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能。 |
| 指定棚田地域 | 昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ha以上ある地域の中から、都道府県の申請に基づき、国が指定するもの。 |
| 自動直進田植機 | 田植え機オペレーターがハンドル操作をしなくても、GPS機能により自動で直進して田植えをする機能を備えた田植機のこと。田の地表が見えないほどの深い水深でも真っすぐ田植えをすることができるため、田植え作業前の濁り水を田の外へ排水することを防止できる。 |
| 就職就農者 | 農業を営む法人等に常雇いとして雇用された者。 |

7 用語解説

| | |
|--------------|--|
| 集落営農 | 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。 |
| 集落営農組織 | 集落営農を行う組織。 |
| 集落ぐるみ対策 | 集落の住民全員で地域農業の維持や活性化に向けた活動を行うこと。 |
| 受益農地面積 | 施設の整備等によって利益を受ける農地の面積。 |
| 種苗放流 | 人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。 |
| 主要魚介類 | 主に漁獲される水産物。琵琶湖では、コアユ、ニゴロブナ、ビワマスなど。 |
| 循環かんがい施設 | 琵琶湖への濁水の流出を削減するため、水田から排出された農業排水を、直接琵琶湖へ流すことなく、揚水機場の吸水槽への導水や排水路から用水路へ導水するなどし、農業用水として再利用するための施設。 |
| 上位計画 | 当該計画の上に立ち、方向性を示す計画のこと。本計画は、滋賀県基本構想を上位計画としている。 |
| 飼養衛生管理基準 | 家畜の伝染病を防ぐために家畜伝染病予防法で定められた、家畜(牛・豚・鶏など)の飼養者が遵守すべき衛生管理の基準を示したものの。 |
| 条件不利地 | 区画が小さい、急斜面にある、水が確保できない、水はけが悪い、野生獣による被害が多いなど、自然的・地理的な条件が悪く農作物の作付けが難しい農地。 |
| 醸成 | じっくりと時間をかけて築き上げていくこと。 |
| 少量多品目生産 | たくさんの種類の農作物を少ない量で生産すること。 |
| 食育 | 生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。 |
| 植物防疫 | 農作物を加害する害虫や病気から農作物を守り、農業生産の安全性を図ること。 |
| 食味ランキング | (一財)日本穀物検定協会が全国の産地から集まった米(品種)を食味試験し、その評価結果を毎年ランキングとして公表しているもの。ランキングは「特A」、「A」、「A'」、「B」、「B'」の5段階あり、「特A」が最高ランク。 |
| 食料・農業・農村基本計画 | 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。 |
| 食料安全保障 | 人間の生命の維持や、健康で充実した生活の基礎として欠くことができない食料を、全ての国民が、将来にわたって合理的な価格で入手できるようにする国の基本的な責務。 |
| 食料自給率 | 我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。 |
| 飼料用米 | 家畜の飼料原料として生産される米(稲の子実)。 |
| 白未熟粒 | 玄米の登熟が不完全なものは未熟粒に分類され、中でも乳白粒や背白粒など、粒全体または一部が白くなったものの総称。一般的に、水稻の登熟期が高温傾向に推移すると白未熟粒などが発生しやすく、検査等級格下げの主な要因となっている。 |
| 水源の涵養 | 水田に貯留された水や森林に降った雨は、地下に浸透して、浅い層を流れる地下水の源となる。この地下水はゆっくり河川に還元され、河川の水量調節の働きもしている。 |
| 水産加工業 | 水産物を原料または材料として、食品・飼料・肥料・油脂・水産皮革などを生産する産業。 |



| | |
|--------------------|---|
| スクミリンゴガイ | 田植え直後の稲を食害する貝の一種。ジャンボタニシともいう。卵は濃いピンク色で目立つ。南米原産で食用目的で中国(台湾)から持ち込まれた。 |
| 砂地の造成 | 泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。 |
| スマート農業・水産業 | ICT、ロボット技術、データ等を活用して省力・高品質生産を実現する新たな農業・水産業。 |
| セーフティーネット | あらかじめ予想される自然災害等に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。 |
| 世界農業遺産 | 持続的で重要かつ特徴的な農林水産業の仕組みを国連食糧農業機関(FAO)が認定し、広く応援を得て、未来に受け継ぐことを目指す制度。その地域ならではの文化、景観、生物多様性を育てていく食糧供給・確保の仕組み(システム)に光を当てたもので、国連内でSDGsを支える位置付けも有する。「日本農業遺産」は、農林水産省が認定する国内版の制度。 |
| 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 | 国の多面的機能支払交付金制度の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、琵琶湖を抱える滋賀県ならではの仕組みになっている。 |
| 先進経営体 | 地域農業をリードする農業経営体(法人、個人経営、集落営農組織)のこと。 |
| 増殖技術 | 湖魚などを増やす技術。 |
| ソフト | 人材、意識、技術、情報、教育など物理的な形がないもの。 |

タ行

| | |
|----------------|---|
| 大規模園芸施設 | 大規模に野菜、花き、果樹などを栽培できるガラス室やビニルハウスなどのこと。 |
| 堆肥 | 家畜排せつ物、稲わらなどの有機物が微生物の働きによって分解された肥料。 |
| 多収性 | 農作物の単位面積あたりの収穫量が多いこと。 |
| 脱炭素社会 | 温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する社会。 |
| 棚田地域振興法 | 棚田の荒廃を防ぎ、保全していくため、国を挙げて棚田地域を振興する枠組みをつくり、棚田地域の有する多面的機能の維持・増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として令和元年6月に成立した法律。 |
| 棚田ボランティア | 多面的機能を有する棚田地域を将来にわたり良好に維持していくため、地域住民と都市住民等棚田に関心のある方々が共同で取り組む保全活動。 |
| ため池のハザードマップ | 万一ため池が決壊した場合における下流への浸水想定区域や避難所などの情報をまとめた地図で、地域の防災意識の向上と避難などの事前準備に役立てていただくもの。 |
| 多面的機能(農業・農村の) | 国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたって発揮される機能。 |
| 多面的機能(農業・農作業の) | 農産物の生産活動以外に農業や農作業が持つと言われる、癒しや安らぎをもたらす機能、身体能力を高める機能、地域の結びつきを強める機能。 |
| 団地化 | 同一の農作物をまとまった単位で栽培すること。滋賀県では、麦の多くが団地化により作付けされている。 |
| たんぼのこ | 農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するために行う、小学生自らが田んぼや畑に入り、「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験学習のことをいう。 |
| 地域貢献型集落営農 | 利潤の追求を第一とせず、地域農業の維持に貢献するために集落営農を行う組織。 |
| 地域資源 | 景観や湧き水、植物などの自然資源や農地や農業用水路、伝統野菜や伝統技術などの人工資源など有形無形の地域に存在する活用可能なすべてのもの。 |

7 用語解説

| | |
|---------------|---|
| 地域内一貫生産体制 | 子牛を生産・育成する繁殖経営体と、子牛を肥育して出荷する肥育経営体が、地域内で連携して肉用牛を生産する仕組み。 |
| 地域農業戦略指針 | 水田農業を取り巻く状況が大きく変化する中で、持続性・発展性のある地域農業と活力ある農村集落への再構築を図ることを目的に、集落自らが、現状・課題を認識し、地域の実情に応じた農業・農村の目指す姿を描き、そこへ到達するために戦略的に活動ができる指針として、平成27年3月に滋賀県が策定したもの。 |
| 地域リーダー | 地域の農業・農村の維持や活性化に向けて、地域をまとめ、活動を牽引する人材。 |
| 畜産クラスター | 畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。 |
| 地産地消 | 地域で生産された農畜水産物をその地域で消費すること。地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。 |
| 中山間地域 | 平野の外縁部から山間地で、主に農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。 |
| 中山間地域振興の手引き | 担い手の減少や集落機能の低下が顕著な中山間地域において、地域での話し合いを通じて効果的な地域の振興を図るための手法や事例について取りまとめた方法書。 |
| 中山間地域等直接支払制度 | 中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持により、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、5年以上継続して営農活動を行うことを約束する農業者や生産組織等に対して交付金を支払う制度。 |
| 超高齢化社会 | 65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超える社会 |
| 地理的表示保護制度(GI) | 地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録産品にはGIマークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにつながる。 |
| 地力 | 農作物を生産させる土壌の能力。一般的に地力が高いほど生産力が高い。地力の主な指標として、土壌中に含まれ、農作物が吸収できる窒素(地力窒素)がある。 |
| ツール | ある目的を実現するために有効な具体的な手だて、手段。 |
| 摘み取り園 | 栽培されているイチゴやブルーベリーなどを摘み取って食べることができる農園のこと。 |
| 定時・定量・定品質 | 定時(定まった時期・期間)・定量(定まった量)・定質(定まった品質) |
| 出前講座 | 例えば学校で講義するなど現地の要請に応じて出向いて講座を行うこと。 |
| テレワーク | ICT(情報通信技術)を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。 |
| 伝統野菜 | 原産地が滋賀県内で概ね明治以前の導入の歴史を有し、外観、形状、味等に特徴がある特産的な野菜でかつ、種子の保存が確実に行われている野菜。 |
| 当歳魚資源尾数 | 生まれてから満1歳になるまでの魚の資源尾数。 |
| 胴割粒 | 米粒に亀裂が入ること。出穂後の高温や収穫前の早期落水、刈り遅れ、過乾燥等によって発生する。胴割粒は品質、食味だけでなく、精米の度合いにも大きく影響する。 |
| 特定家畜伝染病 | 家畜伝染病予防法によって定められた、家畜(牛、豚、鶏等)の伝染病で、伝播力が特に強く、我が国の畜産業に大きな影響を及ぼす疾病。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫および牛海綿状脳症の7疾病が指定されている。 |
| 土地改良区 | 土地改良法に基づいて、地域の農業関係者により設立された団体。土地改良事業の実施、および土地改良施設や農業用水の管理を行うほか、住民と連携した地域づくりや地域農業振興のための活動も行っている。愛称は「水土里(みどり)ネット」。 |
| 土地改良事業団体連合会 | 土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、市町を会員とした、土地改良法により設立が認められる法人。土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。 |
| 泥上げ | 水路にたまった泥を陸に上げて水通しをよくする作業。 |



| ナ行 | |
|------------|--|
| ナガエツルノゲイトウ | 特定の外来生物に指定されている水生植物の一つ。近年、琵琶湖岸を中心に、農地への侵入がみられはじめている。 |
| 中食 | 総菜やコンビニ弁当などの調理済み食品を自宅で食べること。 |
| 難防除病害虫 | 色々な方法を用いても農作物への被害を防ぐことが難しい害虫や病気のこと。 |
| 担い手 | 地域農業を支え、中心となって農業を実践する人や組織。本計画においては認定農業者、認定新規就農者および集落営農組織を指す。 |
| 日本農業遺産 | 「世界農業遺産」の国内版の制度。農林水産省が認定する。 |
| 農業委員会 | 農地法に基づき、売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されている機関。 |
| 農業共済組合 | 農業保険法に基づき農業保険制度を運営する農業団体であり、その管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。 |
| 農業系廃プラスチック | 肥料袋、農薬の容器、ビニールハウスの使用済みビニール、被覆肥料の被覆殻などの営農活動によって発生するプラスチックごみのこと。 |
| 農業水利施設 | 農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設(ダム、ため池、取水堰、用水路など)、農地における過剰な地表水および土壌水の排除を目的とする排水施設(排水路、排水機場など)および、これら施設の監視や制御・操作を行う水管理施設の総称。 |
| 農業生産基盤 | 農地や農業用水等といった農産物の生産振興を支える基礎的な資源。 |
| 農業濁水 | 代かきや田植えなどの営農活動によって水田で発生する泥で濁った水のこと。 |
| 農作業受委託 | 農業経営者が耕運、田植え、収穫など一定の農作業を誰かに手伝ってもらうこと(委託)、手伝うこと(受託)。 |
| 農商工連携 | 農林漁業者と商工業者等が、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発や生産等を行ない、新たなビジネスを展開して行こうという取組。 |
| 農地中間管理機構 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化および高度化を促進するために、農地を借り受け、担い手に貸付ける業務等を行う組織で、本県では、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理機構として指定されている。 |
| 農地の集積 | 地域の中心となる農業経営体に農地の利用権を集中させること(集積)。 |
| 農地の集約 | 農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるように農地を集めること。 |
| 農福連携 | 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。滋賀県では、農業分野における障害者の活躍の場を広げるとともに、農業と幅広い福祉(障害者、医療、高齢者、子ども食堂など)の連携による取組を「新たな農福連携」として、「誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会づくり」を進めている。 |
| 農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町が定める農業振興地域整備計画において、「今後相当長期にわたり農業上の利用(農地、農業用施設用地等)に供する土地」として、農用地利用計画に定められた区域のこと。 |
| ハ行 | |
| ハード | 機械、装置、設備など物理的な形があるもの。 |
| 廃池 | ため池堤体の一部を開削するなどして、水を貯められなくした池。 |
| 排水集水農地面積 | 排水施設に流入する流域内の農地の面積。 |

7 用語解説

| | |
|-----------|--|
| パイプハウス | 農業用施設の一つ。鉄パイプを骨組みとして、ビニルなどの被覆資材で覆う。骨組みの鉄パイプが太いほど強度が増す。 |
| 浜の活性化 | 港や浜が、漁獲だけでなく、市場や食堂などの機能が働いて賑わっている状態のこと。 |
| パリ協定 | 2015年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)等で採択された、京都議定書に変わる地球温暖化対策の新たな国際的枠組み。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等を定めている。 |
| 半農半X | 農業と様々な仕事を組み合わせ、自分の好きなこと、やりがいのある仕事をするライフスタイル。農業以外の収入が生活の基礎となる兼業農家とは異なり、半農半Xは農業が生活の基礎となる。 |
| 販売農家 | 「農家」についての分類であり、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家のことをいい、法人化した家族経営体も含まれる。 |
| 非主食用米 | 食糧法に基づき、家畜の飼料(エサ)となる飼料用米をはじめ、米粉用米や加工用米など、人がご飯として食べること以外の用途に限定された米のこと。 |
| 人・農地プラン | 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。平成24年から開始された。 |
| 被覆肥料 | 水溶性の粒状肥料の表面をプラスチック類などで被覆し、肥料の効果が出る期間を調節することができる緩効性肥料の一種。コーティング肥料ともいう。 |
| 被膜殻 | 被覆肥料の中身の肥料成分が溶け、溶出後に残るプラスチック類などの殻。 |
| 琵琶湖システム | 琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖の魚が産卵や繁殖にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する「環境こだわり農業」や水源林の保全など、滋賀の風土と歴史のなかで育まれてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」を総称して「琵琶湖システム」という。 |
| 琵琶湖総合開発 | 1972年に制定された琵琶湖総合開発特別措置法に基づき、1972年から1996年にかけて、自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の治水対策、琵琶湖の水をより有効に利用できるようにする利水対策の3つの柱を目的として実施。 |
| 琵琶湖八珍 | 県立安土城考古博物館が中心となって、平成25年に選定された琵琶湖を代表する魚介類で、ニゴロブナ、ビワマス、コアユ、ハス、ホンモロコ、イサザ、ビワヨシノボリ、スジエビからなる。 |
| 品種 | 同じ種類の栽培植物や家畜で、形態や性質の変異が遺伝的に分離・固定されたもの。 |
| 品種の育成 | それぞれの特徴を持った品種の交配等によって、優れた特性や新たな性質を持つ品種を作り出すこと。 |
| 品種の選定 | すでに育成された品種の中から、気候や風土など産地の条件に適した品種を選ぶこと。 |
| 5G | 「5th Generation」の略で、「第5世代移動通信システム」を意味し、「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴を持つ。 |
| 付加価値 | 生産によって新たに付け加えられる価値のこと。 |
| 普及指導 | 都道府県の技術職員が直接農業者・漁業者に接して、農業・水産業の技術・経営に関する支援を行う事業。 |
| 複年ローテーション | 麦・大豆の団地を移動して栽培する農地利用方式をブロックローテーションと言い、複年ローテーションは団地を2年以上固定することを言う。1年で移動する単年ローテーションに比べ畑地化が進むため、麦や野菜などの畑地作物の増収が期待できる反面、畑地雑草が多くなったり、有機物の分解が進むことで地力が低下する傾向が認められる。 |
| 豚熱 | 特定家畜伝染病の一つで豚およびイノシシの疾病。平成30年9月に国内では26年ぶりに発生し、令和3年4月現在もなお、野生イノシシにおいて感染が確認されている。 |
| ふなずし講習会 | 琵琶湖産ニゴロブナを塩漬にし、炊いたご飯を重ねて漬け自然発酵させて作る滋賀県の郷土料理である「ふなずし」の作り方を実習することができる講習会。現在、県内7漁村で実施されている。 |
| ブランド | 生産者から消費者等へ「定時(定まった時期・期間)・定量(定まった量)・定質(定まった品質)」で「商品」や「サービス」が提供され続けることで、両者の間に確固たる信頼関係が築かれ、その結果、消費者が他者にその商品を薦めるようになり、より安定して売れるようになった「商品」や「サービス」のこと。 |



| | |
|---------|---|
| ペレット化 | 利用しやすいように小さい固まりにすること。 |
| 防災重点ため池 | ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。 |
| ほ場整備 | 生産性の向上や、生産コストの削減を図るために行う、農地の区画規模・形状の変更、用排水路、道路などの整備。 |
| ポストコロナ | マスクの着用や普段合わない人との接触を避けるなど、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための特別な行動をとらなくて済むようになった状態。 |
| 保全更新 | 老朽化などにより、施設の本来の機能が失われたり、性能が低下することを抑制、または回復すること(保全)。また、施設を新しい施設で置き換えたり、補修、補強、改修、改築を行うこと(更新)。 |
| 本作 | 米の生産調整を目的として作付を行う「転作」に対する表現で、米の生産調整に左右されず農業者の経営判断に基づき作付が行われること。 |

マ行

| | |
|--------------|---|
| 末端水路 | 基幹水路以外の水路。 |
| マッチング | 両者を結びつけること。 |
| 水ヨシ帯 | 湖辺にあるヨシ帯のうち、水に浸かっているヨシ帯で、フナ類の重要な産卵繁殖場所。 |
| メタン | 有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときを生じる気体。温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次いで多く、温暖化に対する影響が大きい。 |
| みどりの食料システム戦略 | 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を技術革新によって実現することを目指すことを定めた、農林水産省の中長期的な政策方針。 |
| モノ消費 | 商品や農産物が、価格や品質などの「モノ」(機能的価値)で判断されて、所有すること自体に価値を感じ、消費者に消費されること。 |

ヤ行

| | |
|-------|---|
| 薬事指導 | 病気を予防・治療するために使用する薬の用量などの使用方法を指導すること。 |
| やまの健康 | 森林・林業・農山村を一体的にとらえ、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かした経済循環や県民全体との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を実現するために県が令和元年度に開始したプロジェクト。 |
| 遊漁 | 漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕すること。 |
| 融資 | お金を必要とする者に貸し、資金を融通すること。 |

ラ行

| | |
|-----------|---|
| 利益追求型集落営農 | 利潤の追求を第一の目的として集落営農を行う組織。 |
| 漏水 | 施設の老朽化などにより、ポンプや管水路などから水が漏れること。 |
| 6次産業化 | 農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業までを含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとする取組。 |

ワ行

| | |
|---------|---|
| ワーケーション | 「Work(仕事)」と「Vation(休暇)」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。 |
|---------|---|

<お問い合わせ先>

滋賀県農政水産部農政課

電話 :077-528-3812/FAX:077-528-4880